

ジェンダー平等と共生のまち

TAKARAZUKA(案)

(第3次 宝塚市男女共同参画プラン)

～すべての人が性別にとらわれず、
自分らしくいきいきと
暮らせるまちをめざして～

Gender Equality

令和8年(2026年)〇月

はじめに

平成11年(1999年)の「男女共同参画社会基本法」制定から26年が経ち、国においては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の施行をはじめ、男女共同参画を推進するための取り組みが進められています。特に、女性の職業生活への参画が進み、女性管理職や役員の割合増加など、着実な成果が見られます。しかし、性別による固定的な役割分担意識や地域社会などにおける男女間の意識の違いは未だに存在し、引き続き解消への努力が求められます。これからも、公平で包摂的な社会の実現に向けて積極的な取り組みを続けていきます。



本市でも、平成28年度(2016年度)から「宝塚市男女共同参画プラン」に基づき、性別に関わらず誰もがその個性と能力を発揮できる社会づくりを進めてきました。特に、「男女共同参画に関する理解の浸透」や「DVを許さない社会づくり」を推進するなど、現代の社会課題にも柔軟に対応してきました。

ジェンダー平等と共生のまちTAKARAZUKAでは、「ジェンダー平等が浸透したまちづくり」を基本目標のひとつに掲げ、市民が性別にとらわれず個性と能力を十分に発揮できる環境を整備していきます。

本市では、市民一人ひとりが自分らしくいきいきと暮らせる社会をめざし、男女共同参画に向けた意識向上を図るとともに、施策を推進します。市民の皆さまには引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本プラン策定に際しまして、宝塚市男女共同参画推進審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました多くの皆様に、心から感謝申し上げます。

令和8年(2026年)〇月

宝塚市長

森 研太郎

● 目 次 ●

第 1 章 計画策定にあたって…………… 1

- 1 計画策定の趣旨…………… 1
- 2 計画の位置付け…………… 2
- 3 計画の期間…………… 3
- 4 基本理念(めざすまちの姿)…………… 3
- 5 基本目標…………… 4
- 6 重点施策…………… 4
- 7 施策体系…………… 5

第 2 章 計画策定の背景…………… 6

- 1 世界の動き…………… 6
- 2 国の動き…………… 6
- 3 兵庫県の動き…………… 7
- 4 本市の動き…………… 7

第 3 章 宝塚市の現状と課題…………… 8

- 1 第2次 宝塚市男女共同参画プランの推進状況…………… 8

第 4 章 ジェンダー平等と共生のまちTAKARAZUKAの具体的な取組…… 17

- 基本方針Ⅰ ジェンダー平等が浸透したまちづくり…………… 17
- 基本方針Ⅱ 性別に捉われず誰もが活躍できる環境づくり…………… 22
- 基本方針Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会の実現…………… 29

I 宝塚市の男女共同参画に関わる現状

- 1 男女共同参画に関する市民意識調査結果(抜粋) 36

II 計画策定の体制及び経過

- 1 計画策定の体制 54
- 2 宝塚市男女共同参画推進審議会の審議経過 54
- 3 宝塚市男女共同参画推進検討会等の審議経過 54
- 4 パブリック・コメント結果概要 55
- 5 宝塚市男女共同参画推進審議会規則(附則省略) 56
- 6 宝塚市男女共同参画推進審議委員名簿 57
- 7 宝塚市都市経営会議設置規程(附則省略) 58
- 8 宝塚市男女共同参画推進検討会設置要綱(附則省略) 59
- 9 宝塚市男女共同参画推進検討会委員名簿 60

III 法令関係

- 1 日本国憲法(抜粋) 61
- 2 男女共同参画社会基本法(附則省略) 62
- 3 宝塚市男女共同参画推進条例(附則省略) 65
- 4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 67
- 5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 75
- 6 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 85

IV 用語集

- 1 用語集 91

Ⅰ 計画策定の趣旨

本市では、男女共同参画社会の実現をめざして平成 8 年(1996 年)に、計画期間 10 年の「宝塚市女性プラン」を策定しました。

その後、全国的にも男女共同参画社会をめざす動きが顕著となり、平成 11 年(1999 年)の「男女共同参画社会基本法」の制定、同法に基づく国における「男女共同参画基本計画」の策定を受けて、平成 18 年(2006 年)には、宝塚市男女共同参画プラン(以下「男女共同参画プラン」といいます。)を策定しました。

平成 13 年(2001 年)には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律^{*1}」(以下「DV防止法」といいます。)が制定され、本市でも平成 23 年(2011 年)に「宝塚市 DV対策基本計画」(以下「DV対策基本計画」といいます。)を策定し、ドメスティック・バイオレンス(以下「DV」といいます。)に関する体制の整備は大きく進みました。また、全国的に少子高齢化が急速に進展する中、人材の多様性を進めるため、平成 27 年(2015 年)8 月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律^{*2}」(以下「女性活躍推進法」といいます。)が制定され、女性の職業生活における活躍の必要性が高まっています。そして、これらを推進するために、平成 28 年(2016 年)に第 2 次男女共同参画プランを策定しました。

平成 31 年(2019 年)には、男女共同参画推進条例を改定し、性別だけでなく性自認・性的指向による差別を禁止する内容としました。

本計画は、第 2 次男女共同参画プランの計画期間が終了すること、令和 6 年(2024 年)4 月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律^{*3}」(以下「女性支援新法」といいます。)が制定されたことに伴い、男女共同参画に関する施策を総合的・体系的に推進するために策定しました。

1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

配偶者等からの暴力(DV)を防止し、被害者を保護することを目的に成立した。DVとは、身体的暴力だけでなく、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力も含む。

2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

豊かで活力ある社会の実現を図るためには、自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であることから、女性の職業生活における活躍を推進することを目的に成立した。

3 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題・その背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備することを目的に成立した。

2 計画の位置付け

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画に該当し、本市における男女共同参画社会実現のための総合的な計画です。
- (2) 本計画は、「宝塚市男女共同参画推進条例」第9条に基づく基本計画であり、男女共同参画プランを継続、発展させるものです。
- (3) 本計画の基本目標Ⅱは、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づくものです。
- (4) 本計画の基本目標Ⅲの施策の方向(1)の部分は、「DV防止法」第2条の3第3項に基づくものです。
- (5) 本計画の基本目標Ⅲの施策の方向(2)の部分は、「女性支援新法」第8条第3項に基づくものです。
- (6) 本計画は、「宝塚市総合計画」を上位計画とするとともに、他の関連計画等と整合を図り策定するものです。

法律

- ☆ 男女共同参画社会基本法
- ☆ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- ☆ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
- ☆ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

国

- ☆ 第6次 男女共同参画基本計画
- ☆ 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針
- ☆ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針
- ☆ 困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針

兵庫県

- ☆ 兵庫県男女共同参画社会づくり条例
- ☆ ひょうご男女いきいきプラン
- ☆ 兵庫県 DV 防止・被害者保護計画
- ☆ ひょうご困難な問題を抱える女性への支援計画

第6次宝塚市総合計画

宝塚市

- ☆ 宝塚市男女共同参画推進条例

ジェンダー平等と共生のまちTAKARAZUKA



<<関連計画>> ☆人権教育及び人権啓発基本方針 ☆特定事業主行動計画
 ☆宝塚市こども計画 たからっ子「育み」プラン ☆教育振興基本計画 等

3 計画の期間

本プランの計画期間は、令和 8 年度（2026 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 5 年間とします。ただし、社会情勢の変化等により必要に応じて見直しを行います。

	R07 (2025)	R08 (2026)	R09 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)
総合計画	第6次 宝塚市総合計画						次期計画
ジェンダー平等 と共生のまち TAKARAZUKA	第2次 プラン	ジェンダー平等と共生のまちTAKARAZUKA					第4次 プラン

4 基本理念（めざすまちの姿）

すべての人が性別にとらわれず、自分らしく暮らせるまち

男女共同参画社会の実現に向けて、すべての人が性別による差別的な扱いを受けることなく、自らの意思によって生き方・働き方を選択し、いきいきと生活できるまちであること。

全ての人の人権が尊重され、一人一人の能力や個性が十分に発揮でき、あらゆる分野に参画できる社会の実現をめざします。

宝塚市男女共同参画推進条例 第 3 条

- 1 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進に関する取組は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進は、男女が互いの性を理解し合い、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項に関し双方の意思が尊重されること及び生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 基本目標

本計画でめざすまちの姿を実現するため、次の3つの基本目標を設定して男女共同参画の施策を推進します。

基本目標Ⅰ ジェンダー平等が浸透したまちづくり

ジェンダー平等^{*4}や多様性に関する認識を深めるため、啓発や広報に積極的に取り組み、家庭、地域、職場、学校等、あらゆる場での理解の浸透をめざします。

基本目標Ⅱ 性別に捉われず誰もが活躍できる環境づくり

すべての人が性別による差別的な扱いを受けることなく、自らの意思によって生き方・働き方を選択し、一人一人の能力や個性が十分に発揮でき、あらゆる分野に参画できる社会の実現をめざします。

基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会の実現

配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性暴力等、あらゆる暴力が根絶されるとともに、貧困、高齢、障碍（がい）等により困難を抱える人が安心して暮らせる社会をめざします。

6 重点施策

男女共同参画社会の実現に向けては、多岐に渡る分野において施策を着実に推進していく必要があります。国及び兵庫県の基本計画、これまでの取組状況、並びに社会情勢の変化を踏まえ、本プランにおいては、5つの施策を重点施策として位置づけ、推進します。

重点施策① 男女共同参画に関する意識啓発の充実

重点施策② 男女共同参画センターの拠点機能の充実

重点施策③ 女性相談支援室の相談支援の充実

重点施策④ 健康と包括的セクシュアリティ教育に関する啓発の充実

重点施策⑤ 男女共同参画の視点に立った防災の推進

4 ジェンダー

男女の役割や行動様式、態度、アイデンティティ等、社会や文化によって形成された性差をいう。

7 施策体系

重：重点施策

基本目標Ⅰ

男女共同参画社会基本法

ジェンダー平等が浸透したまちづくり

施策の方向	主要な施策
1 男女共同参画に関する理解の浸透	① 男女共同参画に関する意識啓発の充実 重
2 男女共同参画に関する子どもの教育の推進	① 男女平等のための教育・保育の推進 ② 自由な選択を促す進路指導
3 すべての人の人権の尊重	① 多様性の尊重と理解の浸透

基本目標Ⅱ

女性活躍推進法

性別に捉われず誰もが活躍できる環境づくり

施策の方向	主要な施策
1 男女共同参画社会実現のための支援の充実	① ワーク・ライフ・バランスの浸透と推進 ② 女性の意識の向上と能力開発 ③ 女性の雇用・就業・起業等のための支援 ④ 男性にとってのジェンダー平等の理解の促進 ⑤ 男性の意識改革とワーク・ライフ・バランスの推進 ⑥ 誰もが働きやすい環境の整備
2 男女共同参画センターの充実	① 男女共同参画センターの拠点機能の充実 重
3 あらゆる分野への女性の活躍促進	① 政策・方針決定の場への女性の参画の促進 ② 様々な分野における女性の参画の促進

基本目標Ⅲ

DV防止法、女性支援新法

誰もが安心して暮らせる社会の実現

施策の方向	主要な施策
1 DVの根絶とDV被害者への支援	① DV防止に向けた啓発・教育・研究等の推進 ② DV被害者の安全保護と自立支援の強化
2 困難な問題を抱える女性への支援	① 女性相談支援室の相談支援の充実 重 ② 関係機関及び市役所内における連携
3 安心して生活できる環境の整備	① 健康と包括的セクシュアリティ教育に関する啓発の充実 重 ② 医療、生活等の支援施策の充実 ③ セクシュアル・ハラスメントや児童虐待等の防止 ④ 男女共同参画の視点に立った防災の推進 重

第2章 計画策定の背景

1 世界の動き

平成 27 年(2015 年)に開催された「第 59 回国連女性の地位委員会」(通称「北京+20」)では、「第 4 回世界女性会議 20 周年における政治宣言」が採択されましたが、行動綱領の進捗が遅く、いまだ世界には大きな格差が残っていることが指摘され、令和 12 年(2030 年)までに、男女共同参画及び女性のエンパワメント*5の完全な実現を達成することをめざして、より具体的な行動をとることが表明されました。

同じく平成 27 年(2015 年)に国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が全会一致で採択され、「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられました。SDGsの 17 ゴールの 5 つ目は、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワメントを行う」となっており、女性や女児に対する差別や暴力等に終止符を打ち、すべての女性と女児のエンパワメントを図ることが求められています。

2 国の動き

国においては、平成 11 年(1999 年)に「男女共同参画基本法」を制定以降、平成 13 年(2001 年)に「DV防止法」が制定された他、平成 27 年(2015 年)に「女性活躍推進法」、平成 30 年(2018 年)に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」、令和 6 年(2024 年)に「女性支援新法」が制定され、男女共同参画に関する法律により男女共同参画の取組がすすめられています。

令和 7 年(2025 年)には、第 6 次男女共同参画基本計画が閣議決定され、男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入りましたが、日本のジェンダーギャップ指数*6は、148 か国中 118 位(2025 年)と、世界的に見てもジェンダー格差が深刻な状況です。

日本のジェンダーギャップ指数

148 か国中 118 位

政治 125 位

経済 112 位

教育 66 位

健康 50 位

出典:世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書(2025)」

5 エンパワメント

性別による差別や偏見をなくし、誰もが自身の能力を最大限に発揮できる社会をめざす取組。

6 ジェンダーギャップ指数

政治、経済、教育、健康の分野において、男女の違いにより生じる格差のこと。

3 兵庫県の動き

兵庫県では、令和 3 年度（2021 年度）からは、計画期間を 5 か年とする「第 4 次兵庫県男女共同参画計画『ひょうご男女いきいきプラン 2025』」に基づく取組が進められています。

また、令和 4 年（2022 年）に県内の女性活躍を促進するための制度として、県と神戸市の共同で「ひょうご・こうべ女性活躍推進企業（ミモザ企業）認定制度」を制定し、女性の活躍や多様な働き方に積極的に取り組む企業等を支援しています。

4 本市の動き

本市では、平成元年（1989 年）に女性センターを設置し、平成 6 年（1994 年）には、総理府（現、内閣府）から、全国に先駆けて「男女共同参画宣言都市」の指定を受け、「男女共同参画社会実現に向けた声明」を公表しました。

平成 8 年（1996 年）には、「宝塚市女性プラン」を策定し、総合的、計画的な取組を推進しました。以降も、審議会等委員への女性の参画を進める「クオータ制^{*7}」の導入や、宝塚市男女共同参画推進条例の制定等を行いました。平成 18 年（2006 年）には男女共同参画プランを策定し、さらなる男女共同参画の推進に努めてきました。

配偶者等からの暴力防止の取組では、平成 23 年（2011 年）にDV対策基本計画を策定し、平成 27 年（2015 年）には男女共同参画プランとDV対策基本計画の計画期間満了に伴い、両計画の成果と課題の検証悔過に基づく見直しを行い、第 2 次男女共同参画プランを策定しました。

同じく平成 27 年（2015 年）11 月にセクシュアルマイノリティ^{*8}の支援方策として「ありのままに自分らしく生きられるまち宝塚」を策定しました。支援方策の具体的取組の一つとして、平成 28 年（2016 年）6 月にパートナーシップの宣誓制度を施行しました。令和 5 年（2023 年）には、パートナーだけでなく、お互いの子又は親も含めた家族として、ファミリーシップの宣誓も行えるようにして、セクシュアルマイノリティの権利擁護の取組をより一層推進しています。

男女共同参画社会の実現に向けて推進をしている中、令和 2 年（2020 年）からの新型コロナウイルス感染症の流行により、雇用の不安定化や子育て負担、配偶者等からの暴力の増加等により、特に女性に強い影響が及ぼされました。性別に関わらず、様々な困難を抱える人に配慮した支援の充実等、男女共同参画の重要性を改めて認識させられることになりました。

また、令和 6 年（2024 年）に困難な問題を抱える女性の支援に関する法律が施行され、新たな女性支援のための取組が始まりました。より一層、支援の充実を図り、すべての人が性別にとらわれず、自分らしく暮らせるまちづくりをめざしていきます。

7 クオータ制

人種や性別等を基準に、一定数の人数や比率を割り当てる制度のこと。本市では、審議会等委員への女性の参画率の基準を「40%～60%」としている。

8 セクシュアルマイノリティ

LGBTQ（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョニング）と表現されることが多い。少数派となる性自認や性的指向を持つ人々の総称。

第2次男女共同参画プランでは「性的マイノリティ」と表記していたが、本プランでは「セクシュアルマイノリティ」と表記する。

第3章 宝塚市の現状と課題

I 「第2次 宝塚市男女共同参画プラン」の推進状況

「後期個別事業」では、4つの基本方針を定め、206事業を掲げ、35項目の数値目標を設定しています。また、7事業を重点施策として取り組みました。

第2次 宝塚市男女共同参画プラン 基本方針

- I 男女共同参画社会実現のための教育・学習・啓発の推進
- II 女性への暴力の根絶とあらゆる人の人権の尊重
- III ワーク・ライフ・バランスの推進と個性と能力を発揮できるまちづくり
- IV 男女共同参画社会実現のための総合的推進

第2次 宝塚市男女共同参画プラン 7つの重点施策

- ☆ 男女共同参画に関する啓発活動の充実
- ☆ 配偶者暴力相談支援センター機能の充実
- ☆ セクシュアルマイノリティに関する理解の浸透
- ☆ 男女の多様な働き方に向けた理解の浸透と啓発の推進
- ☆ 男性の家事・育児・介護等への主体的な関わりの促進
- ☆ 様々な分野における女性の参画の促進
- ☆ 市自らの男女共同参画の推進

重点施策の数値目標の達成状況

重点施策指標	後期終了時 目標数値 (R8.3.31)	現状数値 (R4.3.31時点)	現状数値 (R5.3.31時点)	現状数値 (R6.3.31時点)	現状数値 (R7.3.31現在)	達成:○ 一部達成:△ 未達成:×
男女共同参画センター主催講座の参加者数(年間)	2,000人	745人	912人	1,545人	1,603人	○
事業所に対する出前講座の実施回数(年間)	5回	1回	1回	1回	0回	×
DV相談室における相談件数(年間)* ¹	増加	525	386	424	376	△
セクシュアルマイノリティに関する市民啓発事業の開催回数(年間)	3回	2回	2回	6回	2回	△
ワーク・ライフ・バランスに関する講座の開催回数(年間)	1回	2回	3回	2回	2回	○
男女共同参画センターにおける 男性対象講座の参加者数と定員充足率(年間)	90人	20人	21人	30人	16人	×
	100%	33.3%	38.2%	50%	26.6%	×
市役所の管理職に占める女性の割合	30%	23.6%	22.4%	21.6%	20.7%	×
地域における男女共同参画推進リーダーの人数	10人	0人	0人	0人	0人	×
男女共同参画センター利用者総数に占める男性の割合	25%	25%	22%	24%	24%	△
性的マイノリティに関する職員研修の開催回数(年間)	3回	1回	1回	1回	1回	×
特定事業主次世代育成支援行動計画に掲げる 数値目標(男性の育児休暇取得率)	30%	26.5%	44%	49.3%	78.9%	○

※ 達成状況の評価は、4年間の実績を平準化して評価しています。

※I 目標数値の「増加」は、相談件数ではなく、「相談室の周知効果」という意味合いで設定しています。

基本方針ごとの主な成果と課題

基本方針 I 男女共同参画社会実現のための教育・学習・啓発の推進

●「男女共同参画に関する理解の浸透」

市広報物や公文書の表現が男女共同参画の視点をもって使われているか等、「男女共同参画の視点に立った表現ガイドライン」に照らし、意識徹底を図りました。毎年6月に実施する男女共同参画週間には、男女共同参画センターや市立図書館で男女共同参画に関する図書の展示コーナーを設け、意識の醸成を図りました。また、男女共同参画センターでは、女性が自らの悩みを主体的に解決し、エンパワメントするためにサポートすることを目的とした「女性のための相談」を実施し、年間約1,500件の相談を受けています。次期プランにおいても継続して支援をします。

数値目標の達成状況

指 標	後期終了時 目標数値 (R8.3.31)	現状数値 (R4.3.31時点)	現状数値 (R5.3.31時点)	現状数値 (R6.3.31時点)	現状数値 (R7.3.31現在)	達成:○ 一部達成:△ 未達成:×
「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対する市民の割合*1	60%	-%	-%	-%	48.2%	×
男女共同参画センターを知っている市民の割合*2	50%	-%	-%	-%	-%	—
男女共同参画プランを知っている市民の割合*2	75%	-%	-%	-%	-%	—
男女共同参画センターにおける女性のための相談件数 (年間)	1,200件	1,474件	1,324件	1,545件	1,657件	○

※ 達成状況の評価は、4年間の実績を平準化して評価しています。

※1 男女共同参画に関する市民意識調査の結果を記載しています。

※2 男女共同参画に関する市民意識調査の設問項目から除外しているため、評価なしとします。

●「男女共同参画に関する子どもの教育の推進」

子どもの教育の推進として、「トライやる・ウィーク事業」では、社会活動をとらえて性別にとられない職業感を実感することができました。また「理工系分野への進路選択を可能にするイメージづくり」においても、性別にとられず、将来の進路について考えました。幼児教育、保育の分野でも、教諭・保育士に対しての研修を行う等、スキルアップに努めました。

学校や職場、地域等、様々な場面において、ジェンダー平等の理解浸透が進んでは来ていますが、目標達成に向けて、幅広い世代への啓発を強化する必要があります。

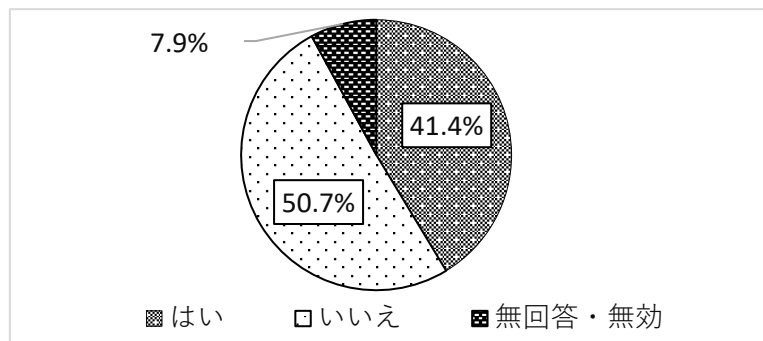
数値目標の達成状況

指 標	後期終了時 目標数値 (R8.3.31)	現状数値 (R4.3.31時点)	現状数値 (R5.3.31時点)	現状数値 (R6.3.31時点)	現状数値 (R7.3.31現在)	達成:○ 一部達成:△ 未達成:×
保育士・幼稚園教諭に対する 男女共同参画に関する研修の開催回数(年間)	2回	4回	4回	3回	3回	○

※ 達成状況の評価は、4年間の実績を平準化して評価しています。

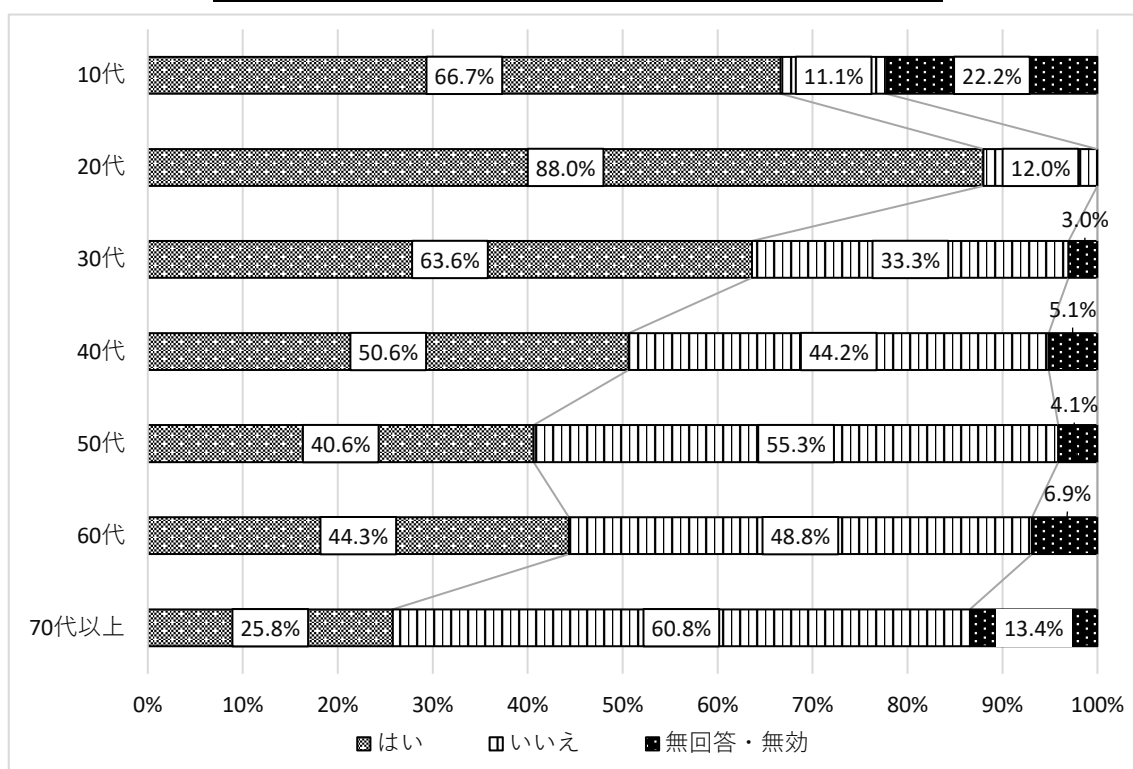
令和6年度（2024年度）に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査*⁹」（以下、「市民意識調査」といいます。）の設問「ジェンダー問題や男女共同参画を学んだり教えられたりした機会の有無」では、半数以上が「いいえ」と回答していることから、次期プランにおいては、更に、ジェンダーに関する意識や理解の促進を図ります。

ジェンダー問題や男女共同参画を学んだり教えられたりした機会の有無（n=1,083）



出典：『令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査報告書』
（宝塚市 人権平和・男女共同参画課）

年代別（10代 n=9, 20代 n=50, 30代 n=66, 40代 n=156, 50代 n=219, 60代 n=203, 70代以上 n=380）



出典：『令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査報告書』
（宝塚市 人権平和・男女共同参画課）

9 男女共同参画に関する市民意識調査

本市の男女共同参画に関する意識や男女の社会参画の実態を把握することを目的に、令和6年（2024年）に市民3,000人を層化抽出し、実施した。（有効回答数1,083・回答率36.10%）
前回は、平成26年（2014年）に実施した。（有効回答数891・回答率29.7%）

基本方針 Ⅱ 女性への暴力の根絶とあらゆる人の人権の尊重

●「DVを許さない社会づくり」

DV防止への理解を深めるため市民等を対象としたセミナーや講師派遣事業を開催しました。DV防止のための教育・啓発として、中学生、高校生等、若年層を対象に、「デートDV^{*10}予防教室」を実施しました。実施を希望する学校は、毎年3校から5校程度に留まっており、周知の強化が必要となっています。今後、実施校を増やすだけではなく、職場や地域等、幅広い啓発を行い、社会全体での意識の醸成を図ります。

市民意識調査の設問「デートDVの認知」の「性別」による結果では、デートDVを「知っている」割合は、女性が40.6%であるのに対し、男性は24.7%という結果になっています。デートDVの認知率は男性より女性の方が高いことが示されています。

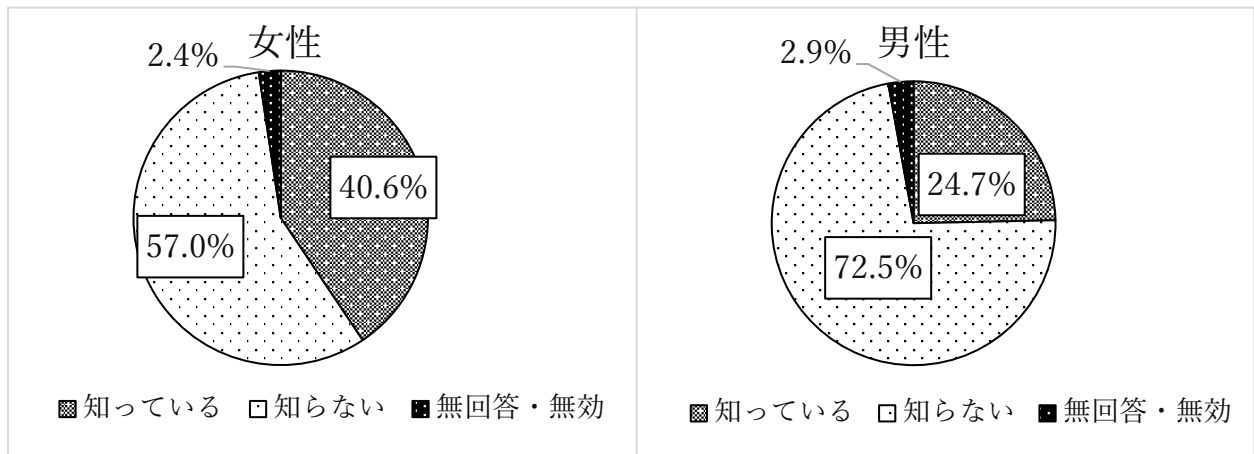
また、DV被害者への支援として、宝塚市DV対策等推進連絡会議において、事例の検討を行い、関係機関との連携強化を図りました。全庁横断的な支援に取り組むことで、行政における福祉的支援の向上を図っています。引き続き行政以外の関係機関との連携強化を図ります。

数値目標の達成状況

指 標	後期終了時 目標数値 (R8.3.31)	現状数値 (R4.3.31時点)	現状数値 (R5.3.31時点)	現状数値 (R6.3.31時点)	現状数値 (R7.3.31現在)	達成:○ 一部達成:△ 未達成:×
デートDV予防教室(中学、高校)の開催回数(年間)	7回	2回	4回	3回	3回	×

※ 達成状況の評価は、4年間の実績を平準化して評価しています。

デートDVの認知(女性 n=628,男性 n=454)



出典:『令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査報告書』
(宝塚市 人権平和・男女共同参画課)

10 デートDV

交際相手からの暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的な暴力や束縛、行動の制限等も含み、相手をコントロールしようとする態度や行動。

●「DV相談体制の充実と早期発見・通報」

配偶者暴力相談支援センターへのDV相談件数は年間約450件となっています。相談者が抱える問題が多様化・複雑化してきており、幅広い支援が必要なケースが見受けられるため、状況に応じて個別ケース検討会を開き、支援につなげました。また、様々な相談に対応できるように、女性相談支援への研修を行い、資質の向上を図りました。

市民意識調査の設問「DV相談室の認知」は、女性が26.1%、男性が13.4%となっています。DVの早期発見に向けて、リーフレット等を活用し周知の強化に努めます。

各種相談窓口の認知度（女性 n=628, 男性 n=454）

性別		（宝塚市配 偶者暴力相 談支援セン ター）	DV相談 プラス（内 閣府）	女性支 援相談室 （宝塚市）	NPO法人 性暴力被害 者支援セン ター・ひよ うこ（兵庫 県）	性犯罪・性 暴力被害者 のためのワ ンストップ 支援センタ ー#8891 （内閣府）	宝塚市立 男女共同参 画センター・ エル 女性のため の相談室	兵庫県立 男女共同参 画センター・ イーブン 男性のため の電話相談	セクシ ュアルマイ ノリティ電 話相談 （宝塚市）	親子のため の相談LINE （こども家 庭庁）	無回答
	女性 (n=628)	164 26.1%	57 9.1%	116 18.5%	62 9.9%	20 3.2%	101 16.1%	5 0.8%	28 4.5%	93 14.8%	314 50.0%
	男性 (n=454)	61 13.4%	31 6.8%	25 5.5%	25 5.5%	16 3.5%	26 5.7%	13 2.9%	13 2.9%	40 8.8%	328 72.2%

出典：『令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査報告書』
（宝塚市 人権平和・男女共同参画課）

●「DV対策の推進体制」

DV対策等推進連絡会議において、庁内関係機関だけでなく、警察や福祉事務所等と広域で連携ができるように、充実を図りました。また、市内だけではなく、国、県の連絡会議等で、情報の共有化や協力・連携強化を図りました。

法律の改正や支援組織体制等が時勢に沿って変化してきており、柔軟に対応できるよう、推進体制を維持・発展させていきます。

●「セクシュアル・ハラスメントや児童虐待等の防止」

ハラスメント防止をテーマとした書籍等を活用し、啓発を図ったが、市民を対象とした定期的なセミナー等の実施は出来ませんでした。SNSを活用した配信をする等、啓発手法を検討し、幅広く周知できるように努めます。

児童虐待防止については、男女共同参画センターにおいて、子どもへの暴力防止の啓発に努めました。また、要保護児童対策地域協議会におけるネットワークの強化や、宝塚市雇用促進連絡協議会と連携し、市内事業者へ情報提供を行う等、市全体での推進に努めています。引き続き、児童虐待担当部署との連携強化に取り組みます。

●「リプロダクティブ・ヘルス／ライツと健康づくりの推進」

定期的に「こころとからだのリフレッシュセミナー」を実施し、女性の性の自己管理、自己決定の尊重を図るとともに、男女共同参画センターの情報図書コーナーにおいて、図書や資料も提供しました。また、健康センターでは、健康に関する相談や両親学級、思春期健康教育等を実施し、健康づくりに関する意識向上を図りました。

次期プランにおいても、年齢に応じた正確な情報を提供できるよう努めていきます。

数値目標の達成状況

指 標	後期終了時 目標数値 (R8.3.31)	現状数値 (R4.3.31時点)	現状数値 (R5.3.31時点)	現状数値 (R6.3.31時点)	現状数値 (R7.3.31現在)	達成:○ 一部達成:△ 未達成:×
メールマガジンの購読登録数	1,000人	690人	656人	656人	1,083人	△
マンモグラフィ（乳がん検診）の受診率	50%	10%	10.4%	10.2%	9.8%	×

※ 達成状況の評価は、4年間の実績を平準化して評価しています。

●「セクシュアルマイノリティの人権の尊重」

「ありのままに自分らしく生きられるまち宝塚」に基づく取組の推進において、セクシュアルマイノリティに関する正しい理解や認識を深めるための市民向け講演会及び職員研修を開催しました。また、性自認や性的指向に伴う相談として、セクシュアルマイノリティ電話相談を実施しました。次期プランにおいても、セクシュアルマイノリティに関する理解や認識を深めるための啓発、情報発信、相談等の事業を行います。

制度においては、パートナーシップだけでなく、ファミリーシップに拡充も図りました。令和6年（2024年）からは、阪神・丹波・淡路間10市1町での協定も締結し、自治体間での転出入時の手続きを簡略し、広域連携を図りました。引き続き、包括的な支援を推進していきます。

●「高齢者・障害（がい）のある人・外国人等への生活支援」

地域包括支援センターの機能強化に取り組み、毎年30,000件程度の高齢者の総合相談に応じています。複合課題を抱える高齢者の増加に伴い、対応力の向上が必須であり、更なる機能強化をめざします。

国際文化センターにおいて実施している外国人のための相談では、外国人技能実習生などの転入が増えると、相談件数も比例して増えています。単に相談件数が多ければ良いというのではなく、課題を抱えている人が増えているとも言えることから、引き続き、外国人に寄り添った相談対応に努めます。

数値目標の達成状況

指 標	後期終了時 目標数値 (R8.3.31)	現状数値 (R4.3.31時点)	現状数値 (R5.3.31時点)	現状数値 (R6.3.31時点)	現状数値 (R7.3.31現在)	達成:○ 一部達成:△ 未達成:×
外国人のための相談件数（年間）	100件	56件	93件	139件	113件	○

※ 達成状況の評価は、4年間の実績を平準化して評価しています。

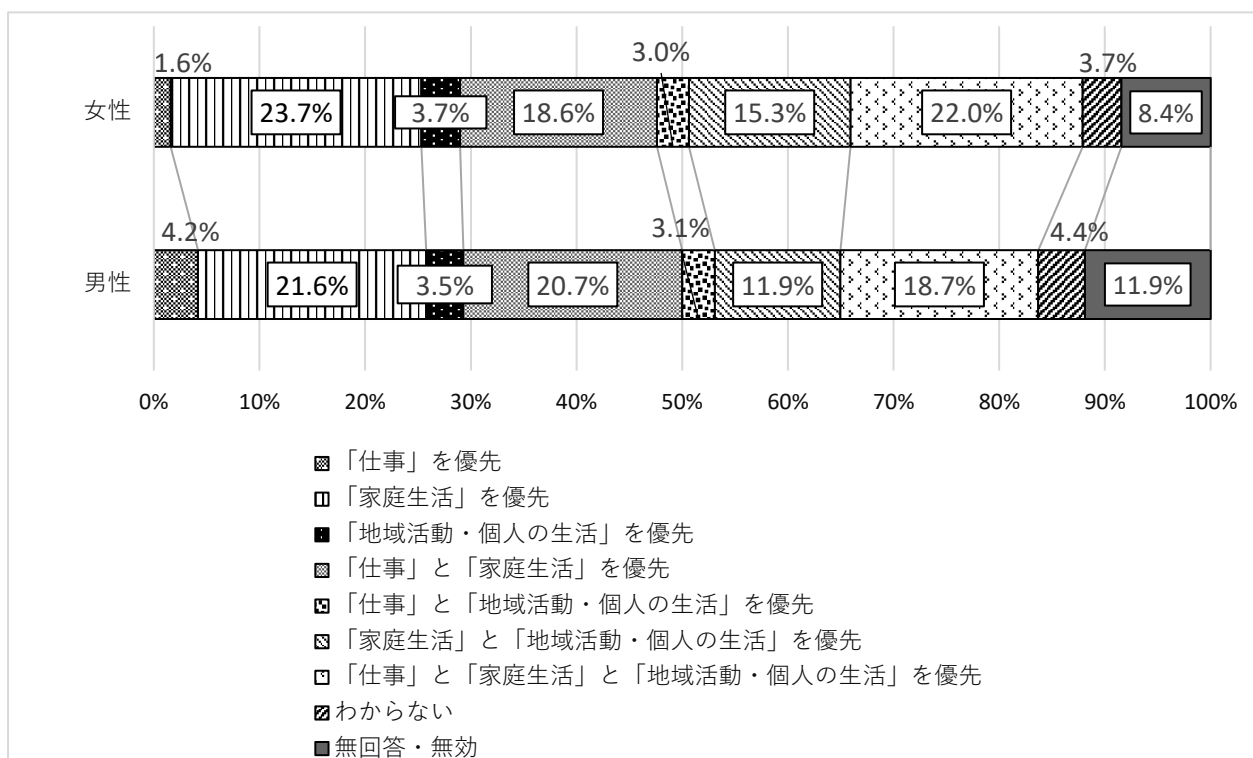
基本方針 Ⅲ ワーク・ライフ・バランスの推進と個性と能力を発揮できるまちづくり

●「ワーク・ライフ・バランスの理解促進」

男女共同参画センターにて、男女共同参画基礎講座や男性セミナー、女性セミナー、起業・就労セミナーを開催しました。様々な講座を実施していますが、今もまだ、性別役割分担意識が根強く残っており、今後も、広く市民への啓発を推進する必要があります。

市民意識調査の設問「仕事、家庭生活、地域・個人の生活の優先度」では、女性は多い順に「家庭生活を優先」23.7%、「仕事と家庭生活と地域活動・個人の生活を優先」22.0%、「仕事と家庭生活を優先」18.6%となっています。男性は、「家庭生活を優先」21.6%、「仕事と家庭生活を優先」20.7%、「仕事と家庭生活と地域活動・個人の生活を優先」18.7%が上位3項目となっています。前回調査において、男女共に最も多かったのは「仕事と家庭生活を優先」でしたが、今回調査では「家庭生活を優先」が最も多くなりました。

仕事、家庭生活、地域・個人の生活の優先度「希望」（女性 n=628, 男性 n=454）



出典：『令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査報告書』
（宝塚市 人権平和・男女共同参画課）

●「女性の労働環境の整備と支援」

転職や再就職、起業、働き方の見直し、地域活動等、新たに何かを始め、チャレンジする女性の不安を解消し、適切な支援につなげることを目的とした「チャレンジ相談」を実施しました。また、市では、兵庫労働局との一体的実施事業として、子育てしながら働きたい女性を対象とした就職支援セミナーを実施しました。

定期的に相談事業や就業セミナーを開催していますが、参加者数が少なく、幅広い世代が参加できるよう検討し、継続して支援を行います。

●「男性の家事・育児・介護等への主体的な関わりの促進」

男女共同参画センター主催講座として、男性セミナーを年３回実施し、性別役割分業意識や仕事中心の生き方について考えました。また、父親の子育ての悩みについて語り合う場も提供しました。日曜日の開催としましたが、参加者数が少なかったため、周知の方法や内容の見直しを行います。

数値目標の達成状況

指 標	後期終了時 目標数値 (R8.3.31)	現状数値 (R4.3.31時点)	現状数値 (R5.3.31時点)	現状数値 (R6.3.31時点)	現状数値 (R7.3.31現在)	達成:○ 一部達成:△ 未達成:×
家事において男女の不平等感を感じない市民の割合*1	40%	-%	-%	-%	9.4%	×
育児において男女の不平等感を感じない市民の割合*1	40%	-%	-%	-%	7.5%	×
介護において男女の不平等感を感じない市民の割合*1	40%	-%	-%	-%	20.6%	×

※ 達成状況の評価は、4年間の実績を平準化して評価しています。

※1 男女共同参画に関する市民意識調査の結果を記載しています。

●「あらゆる分野への女性の活躍促進」

市の管理職に占める女性の割合は、令和７年度（2025年度）は20.7%となっており、目標値（30%）に達していませんが、年々上昇している傾向にあります。法律や条例等に基づく審議会の委員に占める女性の割合についても、令和６年度（2024年度）は39.8%となっており、一定の成果が見られました。より一層、市全体にクォータ制の浸透を図っていきます。

数値目標の達成状況

指 標	後期終了時 目標数値 (R8.3.31)	現状数値 (R4.3.31時点)	現状数値 (R5.3.31時点)	現状数値 (R6.3.31時点)	現状数値 (R7.3.31現在)	達成:○ 一部達成:△ 未達成:×
家族経営協定締結戸数	5戸	3戸	2戸	2戸	2戸	×
自治会長に占める女性の割合	増加	22.1%	23.0%	22.0%	23.3%	—
審議会等委員（法律・附属機関設置条例・その他の条例等に基づくもの）に占める女性の割合	40～60%	36.7%	36.1%	38.3%	39.8%	×
女性委員のいない審議会等（法律・附属機関設置条例・その他の条例等に基づくもの）の数	0	5	3	0	0	△
審議会等（法律・附属機関設置条例・その他の条例等に基づくもの）の会長（同相当職）に占める女性の割合	30%	24.5%	21.6%	25.5%	25.9%	×
男女共同参画センターの利用グループ数	90団体	54団体	48団体	51団体	47団体	×
男女共同参画センターにおける一時保育付き講座の開催回数（年間）	全て	全ての講座で実施	全ての講座で実施	全ての講座で実施	全ての講座で実施	○

※ 達成状況の評価は、4年間の実績を平準化して評価しています。

基本方針 IV 男女共同参画社会実現のための総合的推進

●「男女共同参画センターの充実」

男女共同参画プランに基づき、様々な講座やセミナーを実施しています。男女共同参画フォーラムでは、時勢に沿ったテーマで、著名人を招聘し、多数の市民に参加いただいています。啓発事業だけでなく、女性のための相談や起業・就労等のチャレンジ相談等、寄り添った支援事業も展開しています。男女共同参画センターでは50の利用登録グループが活動しており、年間の利用者数も40,000人を超えています。SNSを活用した情報配信を継続し、今後も発展を図ります。

また、男女共同参画センターの利用登録グループの活動成果の発表や市民の企画運営の実践場を提供するために、市民企画支援事業を実施しました。講演会やワークショップ等、12グループが企画を実施し、参加率は平均で78%となっています。次期プランにおいても、市民企画の支援等を行います。

数値目標の達成状況

指 標	後期終了時 目標数値 (R8.3.31)	現状数値 (R4.3.31時点)	現状数値 (R5.3.31時点)	現状数値 (R6.3.31時点)	現状数値 (R7.3.31現在)	達成:○ 一部達成:△ 未達成:×
男女共同参画センターの利用者数(年間)	増加	34,123人	37,343人	38,408人	41,123人	○
男女共同参画センターの情報コーナーの圖書の貸出率	60%	44.5%	43.5%	41.6%	39.1%	×
男女共同参画センターの情報コーナーの利用登録者数	1,800人	1,648人	1,580人	1,537人	1,427人	×

※ 達成状況の評価は、4年間の実績を平準化して評価しています。

●「庁内推進体制の充実」

男女共同参画施策の取組について、男女共同参画推進検討会による庁内推進において、報告・審議等を行い、充実を図りました。今後も引き続き、推進体制の強化に努めます。

市職員の男女共同参画の意識向上を目的に、各部局の課長等を対象に男女共同参画リーダー研修を実施しています。管理職だけでなく、監督職級も含め、行政内の意識向上を図り、環境整備を推進します。

数値目標の達成状況

指 標	後期終了時 目標数値 (R8.3.31)	現状数値 (R4.3.31時点)	現状数値 (R5.3.31時点)	現状数値 (R6.3.31時点)	現状数値 (R7.3.31現在)	達成:○ 一部達成:△ 未達成:×
男女共同参画に関する研修の開催回数	5回	1回	2回	1回	1回	×
市役所の新規採用者に占める女性の割合 ^{*1}	増加	42.4%	61.9%	44.4%	54.5%	○

※ 達成状況の評価は、4年間の実績を平準化して評価しています。

※1 市で定めている「クオータ制(女性参画割合「40%~60%」)」に鑑み、達成したと評価しています。

第4章 ジェンダー平等と共生のまちTAKARAZUKAの具体的な取組

基本目標 I ジェンダー平等が浸透したまちづくり

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の実現を 21 世紀のわが国の最重要課題として位置付け、その実現のための様々な施策に取り組んできました。法的な環境整備が徐々に進み、「女性の活躍」が、わが国の成長戦略の中核に位置付けられる等注目が集まっていますが、社会における「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識や女性に対する差別を解消するためには、まだ多くの課題があります。

本市では、誰もが自らの意思に基づき、個性と能力を発揮できる多様性に富んだ男女共同参画社会の実現に向けて、学校での教育や社会教育等の学習機会を通じて、男女共同参画に関する理解が深まるよう、取組を進めます。

セクシュアルマイノリティについても、認識されるようになりましたが、男女の性別二元論による異性愛や固定的な性別役割を前提として扱われることが多く、様々な葛藤を抱えています。まずは、その存在を認識し、その困難性を理解するための啓発等、性の多様性が尊重される社会の実現に向けて取り組みます。

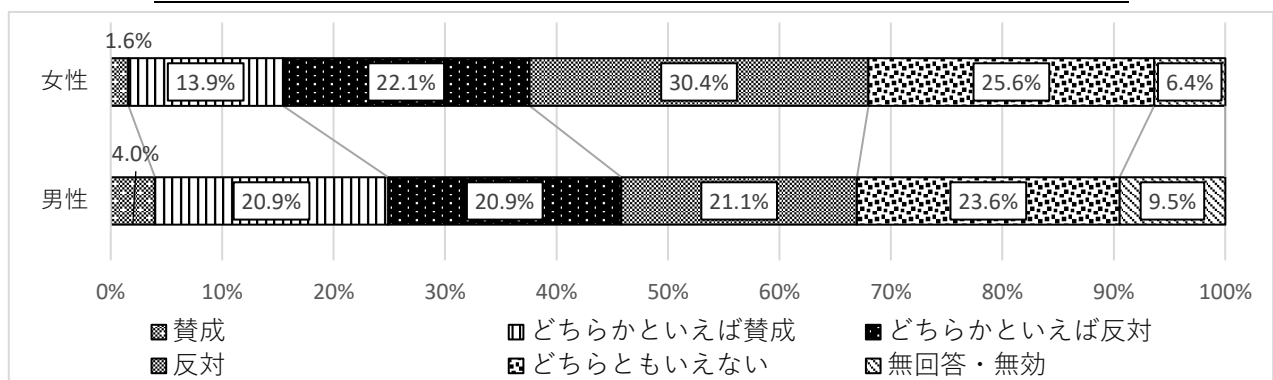
市民意識調査から見る本市の男女共同参画状況

「市民意識調査」の項目の一つの「日常生活における男女の地位は平等になっていると思いますか」では、「男性の方が優遇されている」との回答が大半を占めた結果となっています。項目としては、「育児」、「家事」、「介護」、「職場」、「政治」、「社会通念」になります。中でも、「政治」が78.4%、「社会通念」が78.0%となっています。

また、8 つの項目のうち、半数以上が「平等」と答えた項目は「学校園での教育」の 65.2%のみとなっています。この結果は、前回調査（平成 26 年（2014 年））と同様となりました。

各項目の男女の回答比率としては、女性は「男性優遇」、男性は「平等」と回答している人が多い傾向にありました。また、一部項目において年齢が上がるにつれ「男性優遇感」が高くなるといった傾向が確認されました。性別や年齢による感じ方や考えた方の違い等も念頭に置き、これらの結果も踏まえて、ジェンダー平等が浸透したまちづくりを推進していきます。

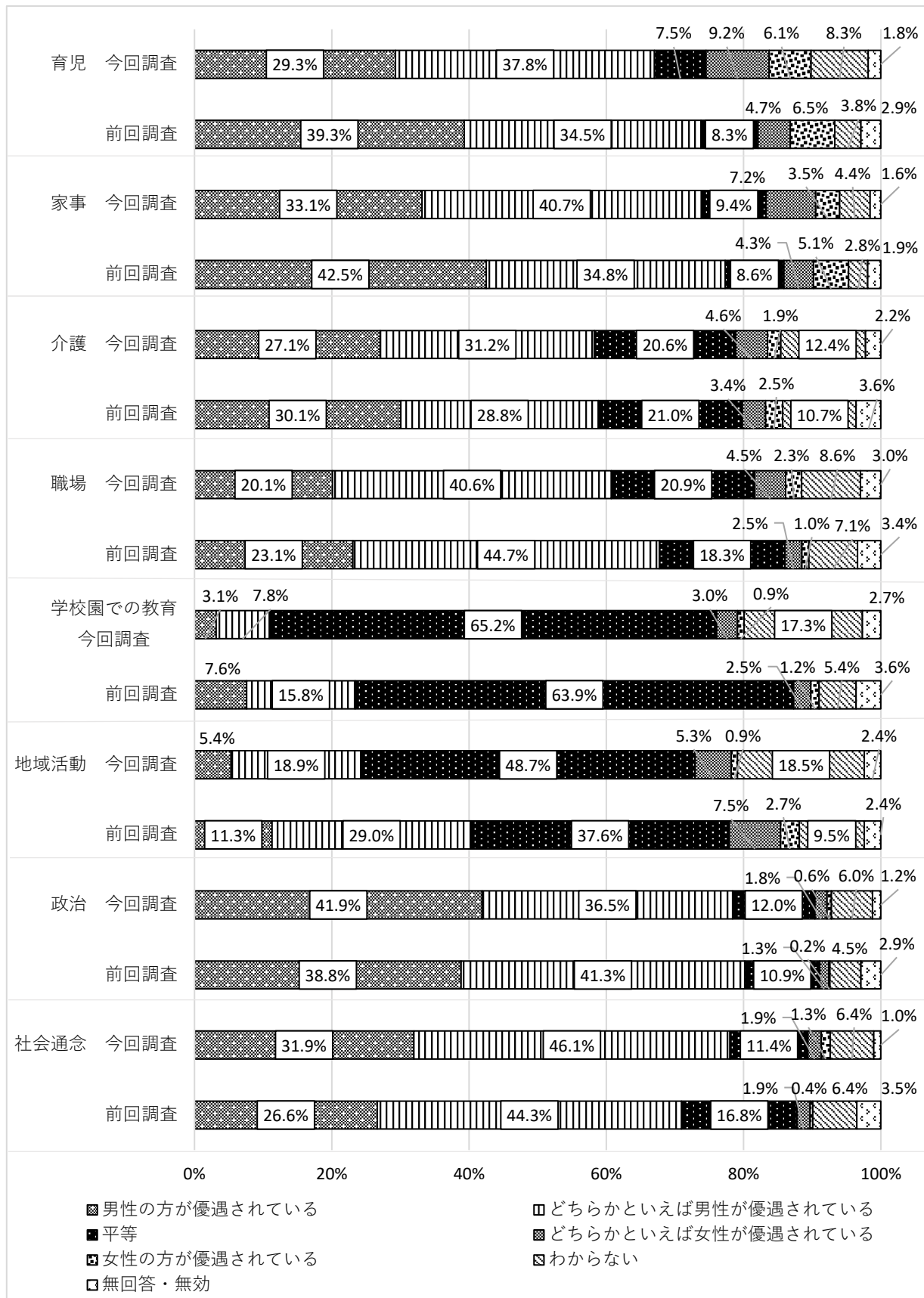
「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する意見（女性 n=628, 男性 n=454）



出典：『令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査報告書』
(宝塚市 人権平和・男女共同参画課)

男女の地位の平等感

前回調査との比較(今回調査 n=1,083, 前回調査 n=891)



出典:『令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査報告書』
(宝塚市 人権平和・男女共同参画課)

施策の方向 | 男女共同参画に関する理解の浸透

誰もが性別にとらわれず、自分らしく各々の個性と能力を十分に発揮できるように、男女共同参画のさらなる推進を図ります。そのため男女共同参画の理解を進める教育や学習、啓発の機会を提供し、各種講座や出前講座等を実施します。

市の広報誌や各種刊行物等情報発信に際しては、「男女共同参画の視点に立った表現ガイドライン」に基づき、男女共同参画の視点に配慮するとともに、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）の解消に努めます。

☆主要な施策

① 男女共同参画に関する意識啓発の充実

重点施策

事業番号	事業名	事業の内容	担当
101	「男女共同参画の視点に立った表現ガイドライン」の活用	広報誌をはじめ、市の全ての刊行物、公文書等の作成に際しては、同ガイドラインに基づき、男女共同参画を推進する表現となるように配慮する。	全庁
102	男女共同参画に関する啓発講座	市民等を対象に男女共同参画に関する啓発講座を実施する。	人権平和・男女共同参画課、人権文化センター
103	出前講座等の実施	地域団体、事業者等を対象に男女共同参画社会づくりのための講座を実施する。	人権平和・男女共同参画課
104	市広報等による啓発	「広報たからづか」、「男女共同参画センターだより」等の媒体により男女共同参画の視点に立った啓発活動を展開する。	人権平和・男女共同参画課
105	メディア・リテラシーに関する啓発講座	男女共同参画の視点から、メディア・リテラシー向上のための啓発講座を実施する。	人権平和・男女共同参画課
106	図書館資料整備事業	6月の男女共同参画週間にあわせて、男女共同参画に関する図書の展示コーナーを設けることにより、市民の男女共同参画意識の醸成を図る。	市立図書館
107	市職員研修の充実	階層別研修、人権問題職場研修、男女共同参画研修等を実施する。	人材育成課、人権平和・男女共同参画課
108 【数値目標】	男女共同参画センター実施事業等の配信	機関紙やSNS等を通して、男女共同参画に関する情報を提供する。	人権平和・男女共同参画課
109	全庁的な男女共同参画の推進	「男女共同参画推進検討会」において、施策の検討及び部局間の調整を行うとともに、全庁的に男女共同参画の視点を取り入れた施策の推進に努める。	全庁

施策の方向 2 男女共同参画に関する子どもの教育の推進

日本国憲法(第14条)及び、教育基本法(第3条、第5条)により、人は性別によって差別されないことが保障されています。性別に関わらず、一人ひとりの個性に応じて能力を伸ばすことができるよう、「第2次宝塚市教育振興基本計画」に基づいた教育を進めます。また、保育職員や教育関係者への研修については、男女共同参画の視点を踏まえた研修を充実させます。教材や資料については、授業での活用を進め、進路指導やキャリア教育においても、性別に関わりなく子ども自らが自由に選択できるように教育を推進します。

☆主要な施策

① 男女平等のための教育・保育の推進

事業番号	事業名	事業の内容	担当
201	「宝塚市教育振興基本計画」の推進	乳幼児を権利の主体と捉え一人ひとりを大切にする保育を実践する。	幼児教育センター、保育企画課
202	保育関係者の研修の充実	保育所職員研修計画及び幼稚園・認定こども園研修計画に基づき、男女共同参画に関する研修を実施し、資質の向上をめざす。	幼児教育センター、保育企画課
203 【数値目標】	学校における教育・啓発の推進	児童・生徒の発達段階に応じて、人権尊重を基盤とした男女平等観に立った考え方ができるよう、ジェンダー平等に関する教育、啓発を推進する。	学校教育課
204	セクシュアルマイノリティの理解に関する啓発	児童生徒に、セクシュアルマイノリティに関する理解を深める授業等を行い、多様性を尊重する気持ちを育てる。また、教職員には、セクシュアルマイノリティに関する理解を深める研修を実施する。	学校教育課、幼児教育センター
205	教育関係者の研修の充実	男女共同参画の視点を踏まえた研修を実施するとともに、教職員向け図書コーナーに設置する関連図書の充実に取り組む。	教育研究課
206	家庭教育推進事業	子どもの成長過程に応じた親育ち講座を実施することで、子育てにおける不安感や負担感を軽減し、家庭における子育て力・教育力の向上を図る。妊娠期から思春期の保護者を対象として、家庭において子どもと関わるすべての大人を支援することを目的とする。	子ども家庭支援センター

② 自由な選択を促す進路指導

事業番号	事業名	事業の内容	担当
301	トライやる・ウィーク事業	市内の公立中学校の2年生が地域での体験活動に取り組む。その際に、性別にとらわれない職業観等を育むことに留意する。	学校教育課
302	理工系分野への進路選択を可能にするイメージづくり	進路指導にあたっては、性別に関わりなく、子ども自らが自由に選択できるように実施する。	学校教育課

施策の方向 3 すべての人の人権の尊重

これまで人間の性は男女の性別二元論による異性愛や固定的な性別役割を前提として扱われることが多く、そうした中でセクシュアルマイノリティの方は、様々な葛藤を抱えながら、周囲との違和感や孤立感を深めることがありました。私たちが性の多様性を認識し、セクシュアルマイノリティに関する理解を深めることで、お互いに尊重し合える地域社会をつくることは、男女共同参画と人権尊重の観点からも重要です。

セクシュアルマイノリティに関する取組の基本的な方向性を示した「ありのままに自分らしく生きられるまち宝塚」に基づき、セクシュアルマイノリティに関する講演会の開催等学習や啓発活動を通じて、家庭や学校、職場や地域社会等における理解の浸透を図る等、性の多様性を尊重するまちづくりに向けた取組を進めます。

☆主要な施策

① 多様性の尊重と理解の浸透

事業番号	事業名	事業の内容	担当
401	セクシュアルマイノリティの理解に関する啓発	市民一人ひとり、事業者、医療・福祉関係者、市職員等、対象を絞り込み、きめ細かな網羅的な啓発に取り組む。	人権平和・男女共同参画課
402	セクシュアルマイノリティ電話相談の実施	子どもから大人まで誰でも相談できるセクシュアルマイノリティに関する相談窓口を設置する。 また、子ども向けの相談窓口案内カードを作成し、児童、生徒に配布する。	人権平和・男女共同参画課
403	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の周知と連携	宝塚市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱を活用し、生きづらさの解消につなげていく。さらに、市民等の理解が深まるようパートナーシップ・ファミリーシップ制度の周知を図る。	人権平和・男女共同参画課

基本目標Ⅰにおける数値目標

項 目	現状数値 (R7.3.31 現在)	目標数値 (R12.3.31 時点)
市や男女共同参画センターの SNS 配信の登録者数	1,977 人	2,500 人
学校における男女共同参画授業の実践率	—	100%

基本目標Ⅱ 性別に捉われず誰もが活躍できる環境づくり

日本全体で急激な人口減少と少子高齢化が進む中、持続可能な地域社会を創るために、すべての人が自らの意思により、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において活躍できることが重要です。また、職業生活における女性の活躍を推進するため、希望に応じた多様な働き方への支援、男性の家事・育児等の家庭生活への参画、職業生活と家庭生活の両立のための環境整備等の施策に取り組むことが必要となっています。

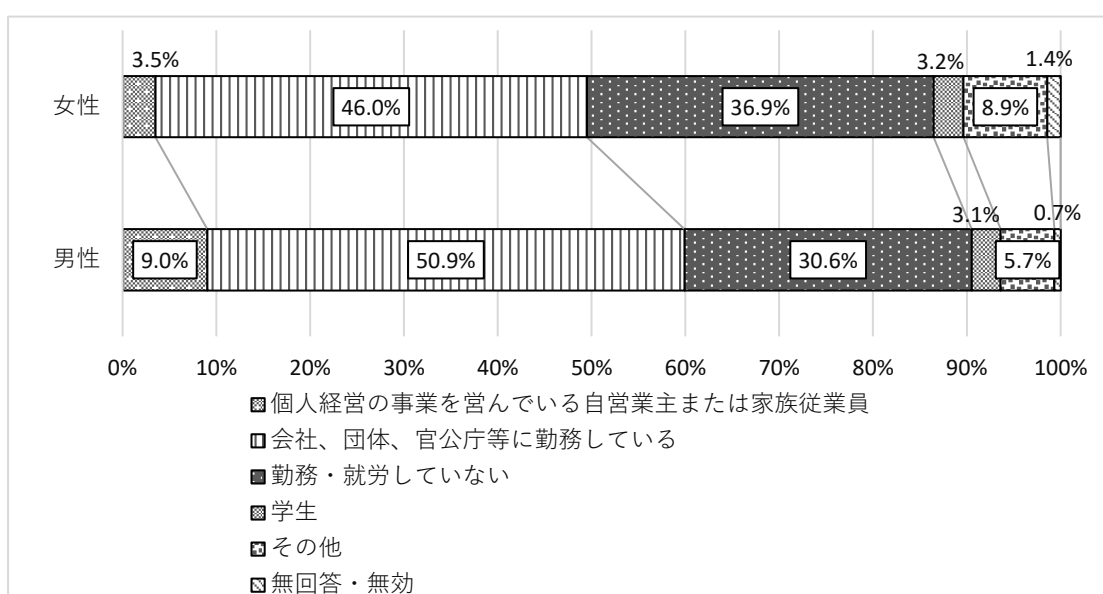
令和2年(2020年)からの新型コロナウイルス感染症の流行により、雇用の不安定化や子育て負担等、生活様式が大きく変化しました。ようやく普段の生活を取り戻しつつありますが、依然として女性や非正規雇用労働者の雇用への影響は課題として残っています。時間や場所の制約を受けずに、個人のライフスタイルや状況に合わせて柔軟に働ける「新しい働き方」(テレワーク等)への理解の浸透、促進を推進していきます。

社会情勢に合わせてライフスタイルも変化する時代において、誰もがいきいきと活躍できる男女共同参画社会づくりを進めるにあたり、環境整備や支援を進めていきます。

市民意識調査から見る本市の男女共同参画状況

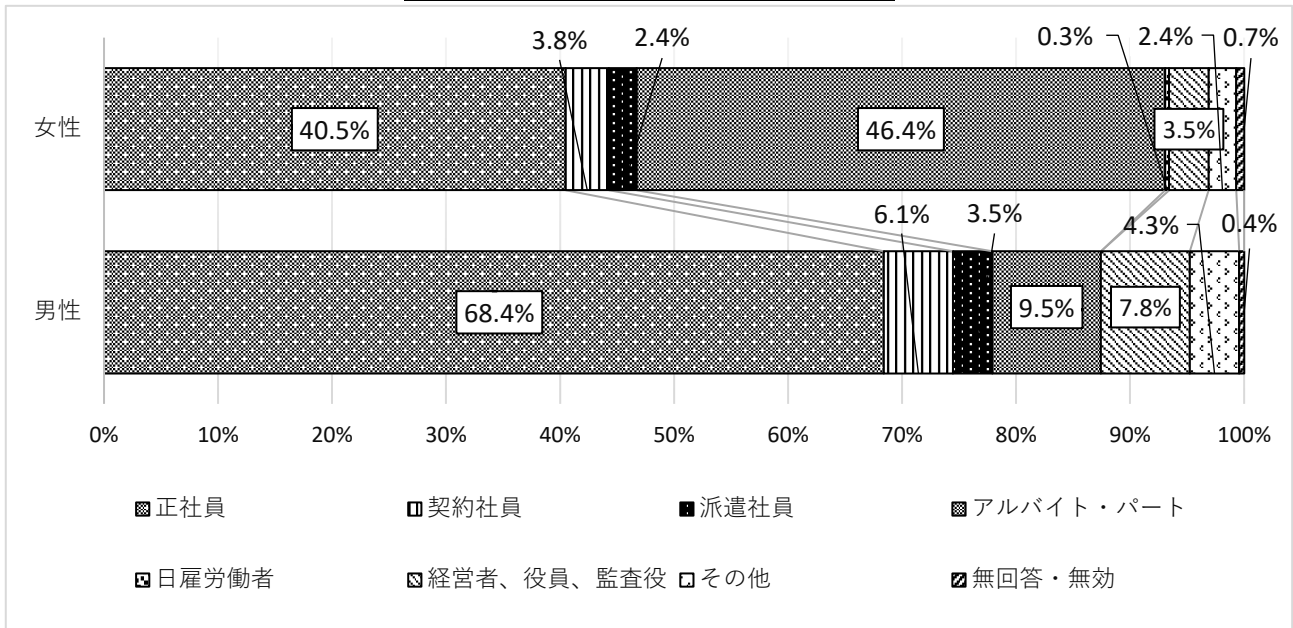
設問「就業状況・雇用形態」での回答者の就業状況は、男女ともに「会社、団体、官公庁等に勤務している」が最も多くなっています。しかし、個人経営等も含めると、男女の就業者比率は10%ほど女性が低くなっています。雇用形態についても、正社員雇用の男性が68.4%に対して、女性は40.5%となっており、差が明確になっています。また、女性はアルバイト・パートでの雇用が46.4%となっており、依然として性別によって働き方に差があると感じられます。

回答者の就業状況(女性 n=628, 男性 n=454)



出典:『令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査報告書』
(宝塚市 人権平和・男女共同参画課)

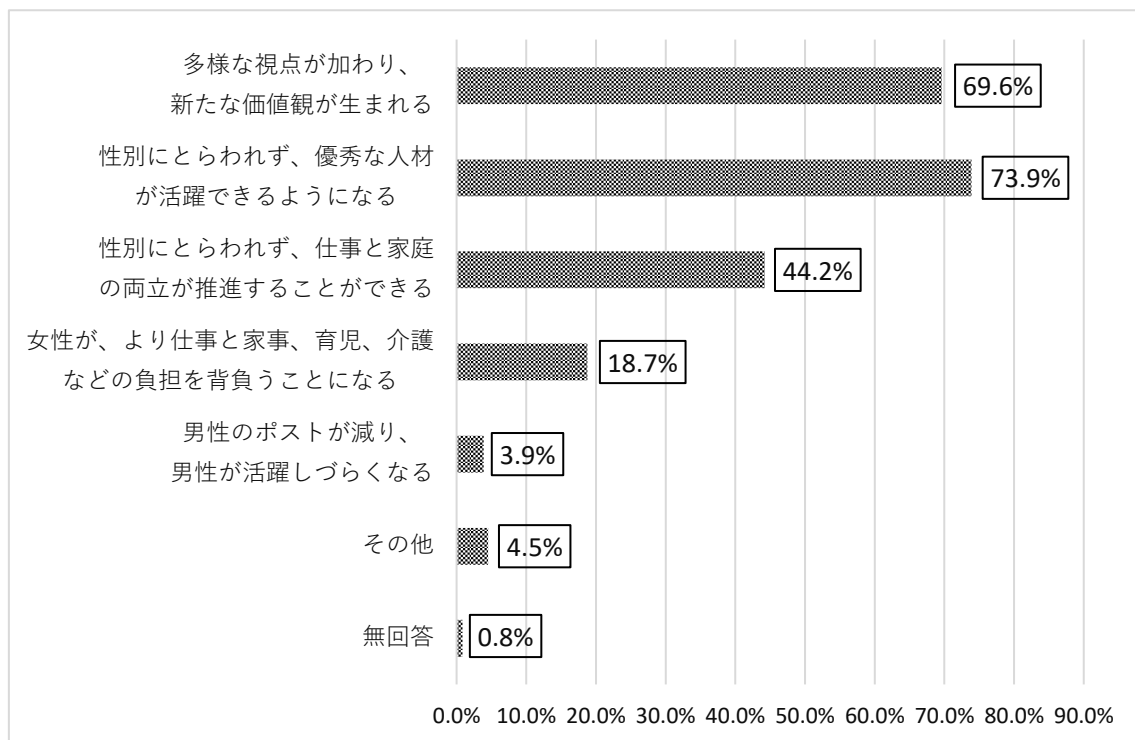
雇用形態（女性 n=289,男性 n=231）



出典：『令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査報告書』
（宝塚市 人権平和・男女共同参画課）

次に、「女性のリーダーが増えること」については、9 割を超える人が「望ましい」と回答しています。その理由としては、「性別にとらわれず、優秀な人材が活躍できるようになる」が73.9%、「多様な視点が加わり、新たな価値観が生まれる」69.6%でした。意識としては形成されつつある状況ですが、環境整備を推進することが課題となっています。

女性のリーダーが増えることによる影響（n=1,083）

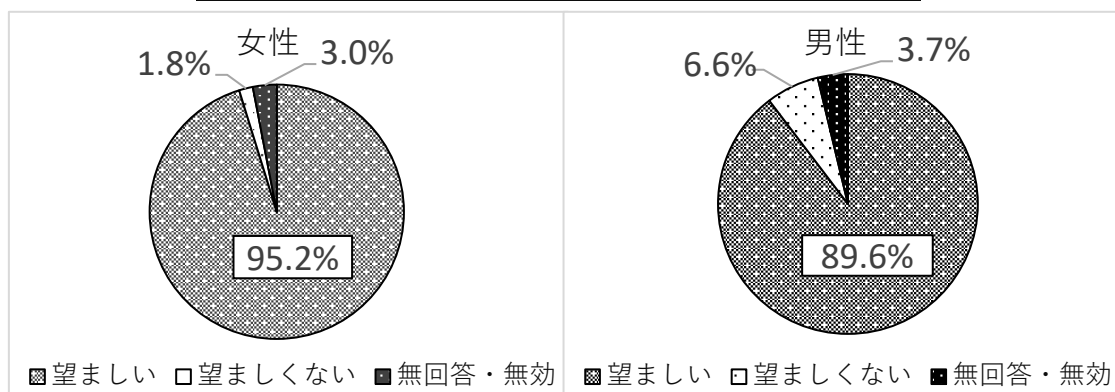


出典：『令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査報告書』
（宝塚市 人権平和・男女共同参画課）

「男性が家事、育児、介護等に主体的に参画すること」についても、男女ともに9割を超える人が「望ましい」と回答しています。性別で見ると、女性が95.2%であるのに対し、男性は89.6%でした。年齢別では、「10代～60代」は「望ましい」と答えた割合が93.0%を超えている一方で、「70代以上」は87.1%と他年齢と比べて低い割合となっています。

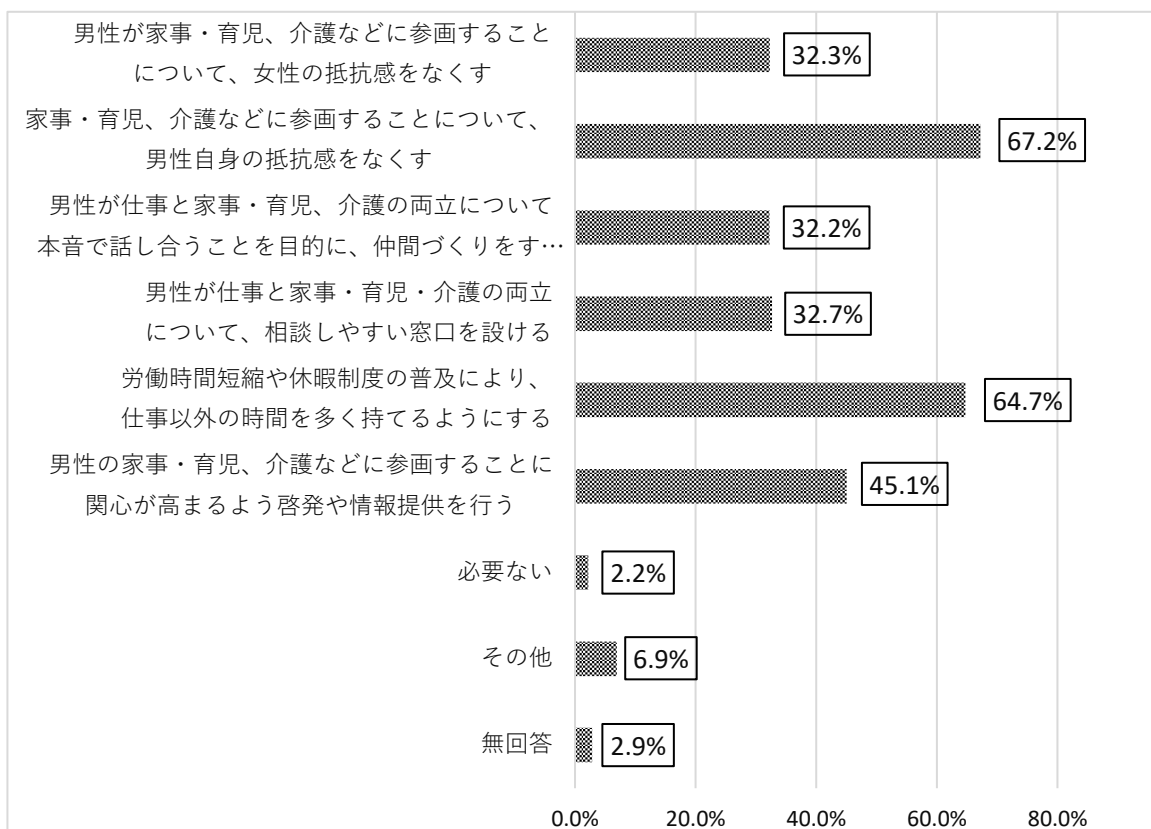
参画意識という点から見ると、「家事・育児、介護等に参画することについて、男性自身の抵抗感をなくす」を選択した人が最も多く67.2%を占めています。意識としては形成されつつある状況ですが、環境整備を推進することが課題となっています。

男性が家事、育児、介護等に主体的に参画することに対する



出典：『令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査報告書』
(宝塚市 人権平和・男女共同参画課)

男性が家事、育児、介護等に主体的に参画するために必要なこと (n=1,083)



出典：『令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査報告書』
(宝塚市 人権平和・男女共同参画課)

施策の方向 | 男女共同参画社会実現のための支援の充実

近年の男女雇用状況は、女性の就業率が上昇し、雇用者総数に占める女性の割合も増加しています。しかし、女性の非正規雇用比率の高さや賃金格差の大きさ等、課題も残っています。働き方が多様化する中、女性の雇用・就業・起業支援として、チャレンジ支援コーナーを充実させ、近隣市や関係機関で行われる講座等の情報を積極的に提供します。就労を希望する女性がステップアップを図れるように、起業・就労セミナー等を開催して女性の就業や再就職の支援に取り組みます。

また、男性の家庭や地域への参画を促進し、仕事と生活の両立を支援するため、男性向けのセミナーや啓発事業を実施するなど、男性への支援の充実にも努めます。

さらに、仕事と生活の調和がとれた地域社会をめざして、市内事業所に対してワーク・ライフ・バランスへの理解を求めるほか、公共職業安定所が主催する就職支援協議会と連携し、より広範囲の協力・支援体制を築いていきます。

☆主要な施策

① ワーク・ライフ・バランスの浸透と推進

事業番号	事業名	事業の内容	担当
501	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発講座の実施	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進のための啓発講座を実施する。	人権平和・男女共同参画課
502	市民、事業者への働き方の見直しに関する啓発	仕事と家庭や地域での生活との両立の観点に立った働き方の見直しを促すための意識啓発を行う。	商工勤労課
503	職員に対するセクシュアル・ハラスメント等の防止と体制の充実	宝塚市職員の人権を尊重し、すべての職員が平等で、明るく、働きやすい職場作りをめざしてセクシュアル・ハラスメント等の防止及び、問題が生じた場合に適切な対応を行う。	人材育成課
504	男女共同参画推進リーダーの配置・活用	市役所内の男女共同参画を推進するため、男女共同参画推進リーダーを配置、活用する。	人権平和・男女共同参画課
505 【数値目標】	女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の推進	女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく「特定事業主行動計画」に掲げる取組を推進する。	人材育成課
506	講座・講演会開催に伴う一時保育の実施	講座・講演会を開催する際には一時保育を実施し、誰もが参加しやすい体制を整える。	全庁

② 女性の意識の向上と能力開発

事業番号	事業名	事業の内容	担当
601	エンパワメントのための情報提供・講座の実施	女性に対して、エンパワメントのための情報提供及び講座を開催する。	人権平和・男女共同参画課
602 【数値目標】	女性のための相談	「女性のための相談」をはじめとする相談業務において当事者に関する相談に対応する。	人権平和・男女共同参画課

③ 女性の雇用・就業・起業等のための支援

事業番号	事業名	事業の内容	担当
701	雇用・就業、起業等に関する講座	雇用・就業、起業等に関する講座を実施する。	人権平和・男女共同参画課
702	就業・起業相談の実施	女性のための起業相談を実施し、起業したい女性、すでに起業している女性が抱える様々な問題に対して、助言・指導する。	人権平和・男女共同参画課
703	チャレンジ支援コーナーの充実	男女共同参画センターにチャレンジ支援コーナーを設け就労に関するチラシ等を配置する等により、女性の就業、再就職等を支援する。	人権平和・男女共同参画課
704	女性の就業に関する支援	女性の就労に関するセミナーをワークサポート宝塚等で開催するほか、SNS を活用し女性の就労に関する情報提供を実施する。	商工勤労課

④ 男性にとってのジェンダー平等の理解の促進

事業番号	事業名	事業の内容	担当
801	男性セミナー等の実施	ジェンダー平等の意義に関する認識を深めるため、各年齢層に適したセミナー等を実施し、理解の促進を図る。	人権平和・男女共同参画課

⑤ 男性の意識改革とワーク・ライフ・バランスの推進

事業番号	事業名	事業の内容	担当
901	家事・育児・介護への主体的な関わりを促す学習	男性の家事・育児・介護への主体的な関わりの促進と、それを支える社会意識や社会環境の整備に向けての学習・啓発を実施する。	人権平和・男女共同参画課
902 【数値目標】	男性職員の育児休業取得の向上	ワーク・ライフ・バランスの向上を図るため、男性職員の育児休業の取得促進に取り組む。	人材育成課

⑥ 誰もが働きやすい環境の整備

事業番号	事業名	事業の内容	担当
1001	労働環境の改善についての意識啓発、学習支援	年休の取得推進や、労働諸問題の解決等、労働環境改善に資する資料を市民や市内事業者へ情報提供する。	商工勤労課、人権平和・男女共同参画課
1002	労働実態調査の実施	市民や市内事業所に対し、労働実態調査を行う。	商工勤労課

施策の方向 2 男女共同参画センターの充実

男女共同参画センターの周知度を上げて、講座への参加や学習交流室の使用等の市民の利用をさらに促進するために、啓発情報誌やインターネットを活用して情報発信を行います。センターの利用グループ等への活動支援を行い、グループ活動の活性化に取り組みます。また、指定管理者制度の利点を活かして、市民サービスのさらなる向上に努め、市民企画による講座開催や情報コーナーの充実等を行い、市民に広く周知します。

☆主要な施策

① 男女共同参画センターの拠点機能の充実

重点施策

事業番号	事業名	事業の内容	担当
1101 【数値目標】	男女共同参画センターの拠点機能の充実	男女共同参画社会実現をめざす拠点として、男女共同参画センターの運営と事業を充実させる。	人権平和・男女共同参画課
1102	男女共同参画センター運営への市民参画の促進	利用登録グループ連絡交流会での意見交換会、「利用満足度調査」による意見を通して、広く諮問の意見や要望を男女共同参画センターの運営に反映する。	人権平和・男女共同参画課
1103	市民力開発講座の実施	市民力を引き出し、市民との協働による男女共同参画社会づくりを推進することを目的とした講座を実施する。	人権平和・男女共同参画課
1104	市民企画・活動、男女共同参画センター利用グループ等への支援	男女共同参画社会実現に向けた市民が企画する講座や、男女共同参画センターで活動するグループ等の活動を支援する。	人権平和・男女共同参画課
1105	情報・図書コーナーの充実	男女共同参画センターの情報・図書コーナーにおいて、男女共同参画に関する図書等の情報を収集・提供する。	人権平和・男女共同参画課

施策の方向 3 あらゆる分野への女性の活躍促進

政策・方針決定の場への女性の参画を促進するためには、日頃から市政を身近に感じてもらうことが不可欠です。そのため、市の計画や方針等の策定段階において市民が意見を述べるができるパブリック・コメント制度の周知啓発を行うほか、審議会等委員への女性の参画促進や登用を図ります。

また、クオータ制に基づき、審議会等における女性委員の参画率を40%以上60%以下とし、各分野で活躍する女性の人材を広く発掘し、情報を整備することで女性参画の基盤強化に努めます。

地域団体等に対しても、地域レベルからの女性参画を促進します。これらの取り組みを通じて、女性が自らの能力を十分に発揮し、自立し活躍できる環境の実現をめざします。

☆主要な施策

① 政策・方針決定の場への女性の参画の促進

事業番号	事業名	事業の内容	担当
1201 【数値目標】	審議会等委員への女性の参画促進	クオータ制に基づき、審議会等への女性の参画を促進し、女性委員の参画率が、40%以上60%以下となるようにする。	人権平和・男女共同参画課
1202	人材情報の整備	審議会等への女性の参画促進に活用するため、社会の様々な分野で活躍する女性の人材を広く発掘するとともに、情報を収集・整備する。	企画政策課
1203 【数値目標】	女性職員の管理職への登用の推進	市政等に関わる政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、女性職員（行政職給料表適用者）の管理職への登用を推進する。	人材育成課

② 様々な分野における女性の参画の促進

事業番号	事業名	事業の内容	担当
1301	地域団体への啓発	地域団体等に対し、管理的指導的立場への女性の積極的登用について啓発し、協力を要請する。	市民協働推進課

基本目標Ⅱにおける数値目標

項 目	現状数値 (R7.3.31 現在)	目標数値 (R12.3.31 時点)
女性のための相談件数(年間)	1,657 件	2,000 件
男性の育児休暇取得率(1 週間以上の取得者)	78.9%	85%
男女共同参画センターの利用者数(年間)	41,123 人	55,000 人
審議会等委員に占める女性の割合	39.8%	40%~60%
市役所の管理職に占める女性の割合	20.7%	30%

基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会の実現

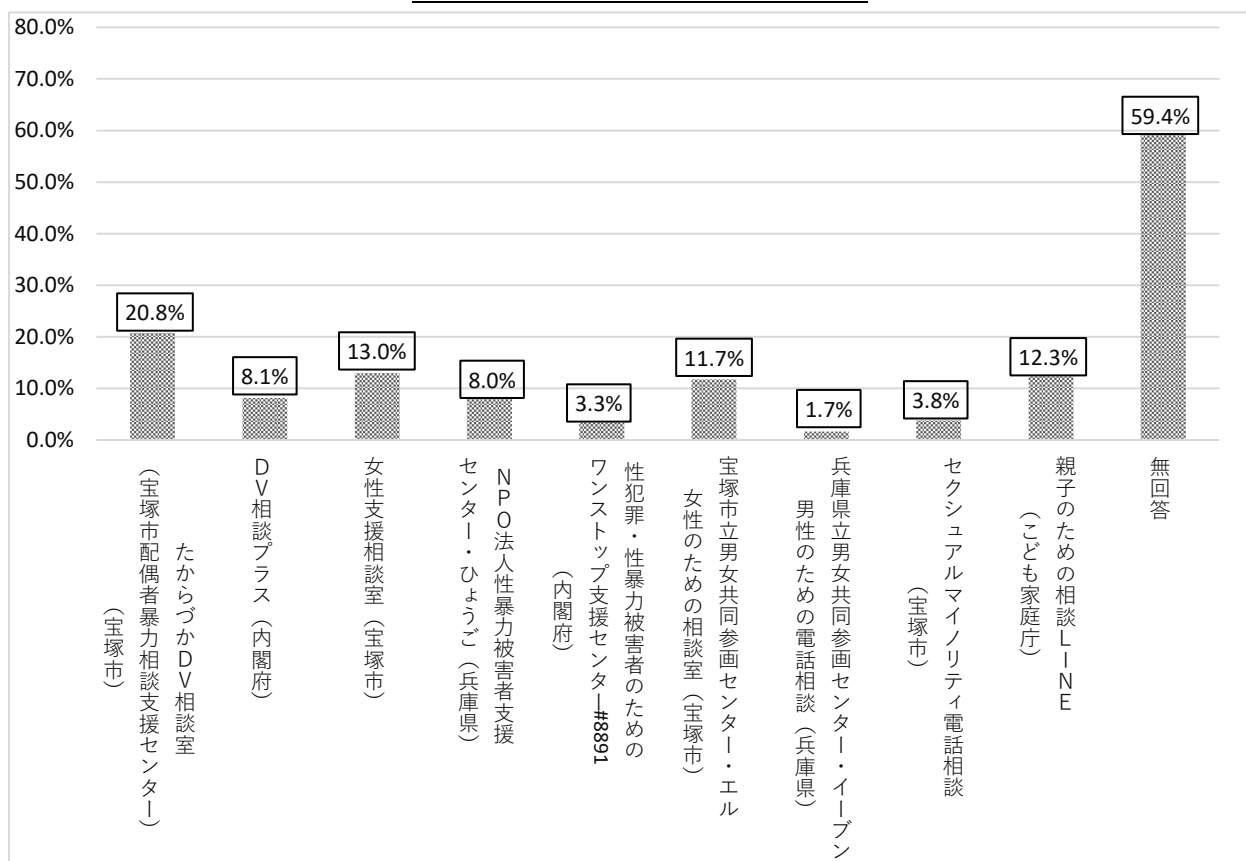
誰もが安心して暮らせる社会とは、年齢、性別、障害（がい）の有無、国籍、文化的背景等に関わらず、すべての人が安心して生活できる社会のことです。誰もが安心して生活できる社会にするために、DV（ドメスティック・バイオレンス）の根絶や困難な問題を抱える女性への相談体制の整備や、セクシュアル・ハラスメントや児童虐待等の防止を図ります。

また、健康と包括的セクシュアリティ教育に関する啓発の充実や、医療、生活等の支援施策の充実、男女共同参画の視点に立った防災の推進を図り、一人ひとりが安心して暮らせるよう人権尊重を基盤にした地域社会の実現に向けて取り組みます。

市民意識調査から見る本市の男女共同参画状況

「市民意識調査」では「あらゆる問題に対する相談窓口を知っていますか」という項目について問いましたが、59.4%が「無回答」であり、各種相談窓口の存在や機能について広く市民に周知する必要があるという結果となりました。（「知っているもの」を選択する形式でしたので、「無回答」の中には、回答をしていない人に加えて、「全ての相談窓口を知らない」という人も含まれています。）半数以上が認知していない中でも、「たからづかDV相談室（宝塚市配偶者暴力相談支援センター）」が20.8%となっており、ニュースやメディア等から知ったという人が増加しているものと推測されます。デートDVについても、33.9%の人が「知っている」と回答されています。

各種相談窓口の認知度（n=1,083）



出典：『令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査報告書』
（宝塚市 人権平和・男女共同参画課）

施策の方向 | DVの根絶と被害者への支援

配偶者や交際相手・パートナーからのDVは、被害者の身体だけでなく、その精神にも大きな危害を与え、その生命も脅かす可能性を含んだ重大な人権侵害です。そして、男女共同参画社会の実現をめざす上で、DVの根絶は果たすべき課題となっています。

被害者は、加害者と親密な関係にあるため、加害者に罪の意識が薄く、また、当事者のみで解決しようとする傾向にあり、被害者が第三者に相談しづらい状況もあります。そしてDVは家庭内もしくは当事者間において起きることが多いことから、DVがエスカレートし、被害が深刻になっても潜在化し続ける特徴があります。

被害を深刻化させないため、本市では、関係機関や地域の人々の協力のもと、DVを早期に発見し、支援につなげる体制づくりを進めます。また、今後も、警察や民間団体等と広域的な連携を取り、支援につなげていきます。

☆主要な施策

① DV防止に向けた啓発・教育・研究等の推進

事業番号	事業名	事業の内容	担当
1401	DV防止に関する啓発	DV防止への理解を深めるため市民等を対象としたセミナー等や講師派遣事業を実施する。	人権平和・男女共同参画課
1402	DVに関する事例の検討や研究	困難な事例等について、関係機関とともにケース検討を行うとともに、スーパーバイズ研修や会議等において検証を行う。	たからづかDV相談室
1403	相談員等支援者の資質向上	相談員等の支援者の専門性とソーシャルワーク能力を高めるため、DVに関する研修の機会を増やすとともに、関係機関や民間支援団体の職員との交流等、幅広い知見の獲得に努める。	たからづかDV相談室
1404	相談員等支援者への支援	支援者の二次受傷やバーンアウトの対応等、職員のセルフケアの観点を含めた研修を実施する。	たからづかDV相談室

② DV被害者の安全保護と自立支援の強化

事業番号	事業名	事業の内容	担当
1501 【数値目標】	DV被害者への支援の充実	相談から自立まで、相談、各種支援、情報提供、関係機関との連絡調整等、総合的・総括的機能を担う体制のもと、DV被害者にとって安全で安心して相談できる環境を充実させる。	たからづかDV相談室
1502	「DV被害者等対応マニュアル」に基づくDV被害者の安全確保	「DV被害者等対応マニュアル」に基づき関係機関と連携し、DV被害者及び同様の家族の状況に応じた迅速な安全確保に努める。	たからづかDV相談室

事業番号	事業名	事業の内容	担当
1503	警察との連携	DV被害者の安全確保のため、夜間・休日等の緊急時に対応できるよう警察との連携を深め、支援に必要な情報の共有や手続きの円滑化を推進する。	たからづかDV相談室
1504	相談窓口等における秘密保持の徹底	相談窓口における相談者及び同伴する家族等の情報管理体制を強化し、DV被害者等の安全を確保する。	たからづかDV相談室
1505	要保護児童対策地域協議会の連携強化	「要保護児童対策地域協議会」の全市的なネットワークにより、関係機関との連携をさらに強化し、適切な対応を行う。	家庭児童相談課

施策の方向 2 困難な問題を抱える女性への支援

令和6年(2024年)4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」では、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としています。

本市では、心身の状況等に応じた最適な支援や心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供することができるよう、相談支援体制を整備します。また、関係機関との協働により、早期から切れ目なく支援を実施し、人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現をめざします。

☆主要な施策

① 女性相談支援室の相談支援の充実

重点施策

事業番号	事業名	事業の内容	担当
1601 【数値目標】	相談者に寄り添った相談の実施	相談者が置かれている状況に応じて、寄り添った相談対応を実施し、必要な助言や情報の提供を行う。	女性支援相談室
1602	困難な問題を抱える女性への支援の充実	行政手続きや生活支援等に関して、必要に応じて関係機関と連携し、支援を行う。	女性支援相談室

② 関係機関及び市役所内における連携

事業番号	事業名	事業の内容	担当
1701	関係機関との市役所内における連携の強化	「DV対策等推進連絡会議」において、困難な問題を抱える女性への支援に関し、関係各課が相互の連携を図り、相談者への適切な支援等の取組を推進する。	女性支援相談室

施策の方向 3 安心して生活できる環境の整備

すべての人が、性と生殖に関する健康や権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）を尊重されながら、自分らしく安心して生きられる社会の実現をめざします。そのために、あらゆる世代の人々に対して、正しい知識の提供や学習の機会を通じて、性に関する自己決定や自己管理ができる力を育む取組を進めていきます。

また、若年層を中心に、交際相手との間で起こる暴力（デート DV）に関する正しい理解を深め、暴力を容認しない意識を育むため、学校等において「デート DV 防止授業」を実施し、対等な人間関係の構築に関する学習の機会を提供します。

さらに、性に関する自己決定権を尊重し、生涯を通じて健康で充実した生活を送るために、包括的セクシュアリティ教育の理解促進が重要です。市民全体を対象にした包括的セクシュアリティ教育を推進し、性に関する知識や理解を深め、ジェンダー平等と多様性を尊重する社会を築くための基盤を作り上げていきます。

誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、本市では医療や生活支援施策を推進しています。男女共同参画の視点を踏まえ、すべての市民が性別にかかわらず平等に支援を受けられるよう配慮しています。医療費の助成や児童扶養手当の支給などを行い、ひとり親家庭や高齢者、障碍（がい）者、外国人への相談支援も充実を図ります。

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントは、当事者の基本的人権を深く傷つけ、男女共同参画社会の実現を妨げる深刻な問題です。特に、マタニティ・ハラスメントが顕在化してきており、女性に対する様々な形の人権侵害を解消するために、市民や事業者に対して学習や意識啓発を行い、被害の未然防止に取り組めます。

また、最も弱い立場にある子どもへの虐待を防ぐため、宝塚市要保護児童対策地域協議会を通じて、児童虐待の早期発見・早期対応を推進します。

大規模災害の発生時には、特に女性や子ども、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されています。非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識が反映され、家事・育児・介護等の責任が女性に集中し、DV や性暴力が増加する傾向が見られます。これに対応するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災への取組を推進し、災害時にもすべての人々が平等に支援を受けられる体制を確立します。

☆主要な施策

① 健康と包括的セクシュアリティ教育に関する啓発の充実

重点施策

事業番号	事業名	事業の内容	担当
1801	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発	あらゆる世代の女性の性の自己管理、自己決定の尊重を図るため、情報提供や学習会等を実施する。	人権平和・男女共同参画課
1802	両親学級の実施	まもなく親になる人を対象に妊娠中の体の変化、育児、沐浴等について、講義、実習を行う。	健康推進課
1803	思春期健康教育	思春期の男女を対象として、喫煙、飲酒、性をテーマに講義や実習を行う。	健康推進課

事業番号	事業名	事業の内容	担当
1804	HIV／エイズ、性感染症に関する啓発	HIV／エイズ、性感染症に対する正しい理解や認識を深め、偏見や差別をなくすため、感染予防についての啓発を行う。	健康推進課
1805	プレコンセプションケアの理解の促進	性別に関わらず、性や健康に関する正しい知識の普及を図り、生涯を通じた健康づくりの推進を図る。	健康推進課
1806 【数値目標】	デートDV防止授業の実施	中学生、高校生、大学生等の若者を対象に、デートDV防止授業を実施し、対等な関係づくりの重要性を学ぶ機会を提供する。	人権平和・男女共同参画課
1807	包括的セクシュアリティ教育に関する啓発の充実	性に関する正しい知識と多様な価値観への理解を深め、性暴力の防止やジェンダー平等の実現につなげることを目的とした講座等を実施する。	人権平和・男女共同参画課

② 医療、生活等の支援施策の充実

事業番号	事業名	事業の内容	担当
1901	健康診査の実施	各種検診等により疾病の早期発見・早期治療に努める。	健康推進課
1902	母子家庭等医療費助成	母子家庭、父子家庭に対して医療費の一部を助成する。	医療助成課
1903	児童扶養手当の支給	父又は母と生計を共にできない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助けるために、児童の母又は父や、父母に代わってその児童を養育している者に手当を支給する。	子育て応援課
1904	母子・父子・寡婦・寡夫家庭相談の実施	母子家庭の母、父子家庭の父の生活や就労等の相談に応じる。また、支援に関する様々な情報を提供する。	子育て応援課
1905	生活困窮世帯等の生活・学習支援	児童扶養手当や生活保護を受給している家庭に属する中学 2、3 年生を対象に年間を通じた通塾による学習支援を行い、高校進学を後押しする。	子育て応援課
1906	包括的支援	高齢者が住み慣れた地域において安心して生活できるよう、地域包括支援センターにおいて、高齢者等の介護や健康等に関する多様な相談に応じるとともに、必要に応じて適切な機関、制度、サービスにつなぎ、継続的・包括的支援を行う。	高齢福祉課
1907	高齢者・障害（がい）のある人の権利擁護の支援	高齢者・障害（がい）者権利擁護支援センターにおいて、障害（がい）のある人の権利擁護に関する総合的な支援を行う。	障害（がい）福祉課

事業番号	事業名	事業の内容	担当
1908	相談支援	地域生活支援拠点等の機能の充実をはかり地域に根付いた相談支援活動を展開するため、市内7ブロック毎の委託相談支援事業所による支援を行う。	障碍(がい)福祉課
1909	外国人のための相談及び情報提供	相談者の置かれた状況に合わせ、外国人相談室等事業として外国人市民等の生活相談と日本語学習を実施する。また、多言語ホームページによる情報提供を実施する。	文化政策課
1910	ファミリーサポートセンター事業	子育ての援助を行いたい人と援助を受けたい人がお互い会員となり、保育所や地域児童育成会の送迎や保護者の自宅就労時、リフレッシュ時の預かり等、地域での相互援助活動を支援する。	子ども家庭支援センター
1911	放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	アフタースクール課

③ セクシュアル・ハラスメントや児童虐待等の防止

事業番号	事業名	事業の内容	担当
2001	あらゆるハラスメント防止に関する学習・啓発	セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント防止等をテーマとする研修を実施し、啓発を図る。	人材育成課、人権平和・男女共同参画課
2002	児童虐待防止に関する学習・啓発	児童虐待防止のための講座等を実施し、啓発を図る。	人権平和・男女共同参画課、家庭児童相談課

④ 男女共同参画の視点に立った防災の推進

重点施策

事業番号	事業名	事業の内容	担当
2101	防災・災害復興に関する施策立案への女性の参画	市防災会議及び市国民保護協議会への女性の参画促進に努める。また、インクルーシブ防災(みんなで備える防災)の観点も踏まえ、防災計画への男女共同参画の視点の反映に努める。	総合防災課
2102	自主防災組織における男女共同参画促進	男女共同参画の視点から自主防災組織の訓練指導及び促進を行うほか、リーダー研修会や防災セミナー等を実施する。	消防本部予防課
2103	防災セミナーの実施	男女共同参画の視点だけでなく、障碍(がい)者、高齢者、外国人、セクシュアルマイノリティ等、様々な視点を取り入れたセミナーを実施する。	人権平和・男女共同参画課、総合防災課

事業番号	事業名	事業の内容	担当
2104	「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の活用	男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドラインを活用し、女性や子育て家庭の視点に立った災害備蓄や避難所等での性暴力被害防止等の取組を進め、子どもや若者、高齢の方、障碍(がい)のある方、セクシュアルマイノリティの方等、多様な方々へ配慮した災害対応力を強化する。	人権平和・男女共同参画課、総合防災課

基本目標Ⅲにおける数値目標

項 目	現状数値 (R7.3.31 現在)	目標数値 (R12.3.31 時点)
DV相談室における相談件数(年間) ※	376 件	—
女性支援相談室における相談件数(年間) ※	164 件	—
デートDV防止授業の開催回数(年間)	3 回	7 回

※ 相談件数の増減が支援の成果を直接示すものではないため、目標数値は設定していません。

資料編

I 男女共同参画に関する市民意識調査結果（抜粋）

I 調査概要

(1) 調査の目的

宝塚市（以下「本市」という。）では、平成 18 年（2006 年）に「宝塚市男女共同参画プラン」を策定し、その後も、10 年ごとにプランの改定を図り、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してきた。

本調査は、市民の方々の男女共同参画に関する意識や男女の社会参画の実態を明らかにし、令和 8 年度（2026 年度）から 5 年間を計画期間とする「ジェンダー平等と共生のまちTA KARAZUKA」の策定に向けた基礎資料とすることを目的に実施した。

(2) 調査実施方法

- 1 調査対象：宝塚市内に居住している 18 歳以上の男女 3,000 人
- 2 抽出方法：住民基本台帳から市内の年齢別構成・性別を考慮し、3,000 人を層化抽出
- 3 調査方法：郵送配布、回収は郵送方式及び WEB 回答方式
- 4 調査期間：令和 6 年（2024 年）10 月 15 日（火）～11 月 20 日（水）

(3) 調査項目

- 1 男女共同参画について
- 2 男女共同参画センターについて
- 3 防災における男女共同参画の推進について
- 4 性の多様性について
- 5 仕事と生活の調和について
- 6 男女共同参画社会の実現に向けての意見・要望（自由記述）

※調査票の設計は、宝塚市男女共同参画推進審議会での意見を反映して作成した

(4) 回収結果

I 全体

割当標本数	不到達 標本数	到達標本数	有効回答数	割当標本数に対 する有効回答率	到達標本数に対 する有効回答率
3,000	4	2,996	1,083	36.10%	36.15%

※不到達：転居先不明等で市に返却されたもの

2 調査結果の概要

<回答者の属性について>

(1) 回答者の性別

回答者の性別は、「女性」が58.0%、「男性」が41.9%、「無回答」が0.1%となっている

(2) 回答者の年齢

「50代」「60代」「70代以上」が回答者の7割以上を占めている

- ・回答者の年齢は、「70代以上」が35.1%と最も多く、次いで「50代」が20.2%、「60代」が18.7%となり、50代以上の年齢層が全体の74.0%を占める結果となっている。

<男女共同参画について>

(1) 男女の地位の平等感

「家事」「職場」「学校園での教育」「地域活動」「政治」における男女の地位の「平等感」は増加しているものの、「学校園での教育」「地域活動」を除いた項目の「男性優遇感」は依然として高い

- ・日常生活のあらゆる分野における男女の地位の平等感について、「学校園での教育」及び「地域活動」は「平等」の割合が高く、それ以外の項目については「男性優遇感」の割合が高くなっている。
- ・「男性優遇感」の割合が最も高いのは「政治」で、前回調査と同様の傾向となっている。
- ・前回調査と比較すると、「家事」「職場」「学校園での教育」「地域活動」「政治」の「平等感」は増加している。
- ・女性は「男性優遇」、男性は「平等」と感じる人が多い傾向にあること、一部項目において年齢が上がるにつれ「男性優遇感」が高くなるといった傾向が確認され、性別や年齢によって認識が異なっている。
- ・「平等感」は性別によって認識が異なっていることから、その背景をそれぞれの立場に立って丹念にみていく必要があると考えられる。

(2) 性別にとらわれない暮らし方について

回答者の2割が「性別にとらわれない暮らし方をしている」と回答している

- ・性別にとらわれない暮らし方をしているかについて、「している」と答えた人は20.3%、「していない」と答えた人は26.0%、「特に意識したことがない」と答えた人は46.1%となっている。

<男女共同参画センターについて>

(1) 宝塚市立男女共同参画センター・エルの利用について

回答者の8割を超える人が宝塚市立男女共同参画センター・エルを「利用したことがない」

- ・回答者の89.4%が宝塚市立男女共同参画センター・エルを「利用したことがない」と回答している。
- ・利用されていた項目のうち、最も多かったのは「男女共同参画についての講座や講演会」で、「60代」「70代以上」が他年齢に比べて多く利用している。

- ・「利用したいもの」について尋ねると、50.0%の人が「利用したいものはない」と回答し、次いで多かった項目は、「情報の収集・提供」となっている。
- ・「利用したいもの」について年齢別にみると、「情報の収集・提供」では「10代」「60代」、「市民のネットワークづくり」では「10代」、「自主的な活動への支援」では「10代」、「男女共同参画についての講座や講演会」では「60代」「70代以上」が多く回答している。
- ・宝塚市立男女共同参画センター・エルの利用率が低いことから、市民に対してあらゆる場面において周知していくとともに、それぞれの年齢のニーズに応じた事業の展開が求められる。

<防災における男女共同参画の推進について>

(1) 違いや多様性に配慮した災害対応について

性別や年齢などによる違いや多様性に配慮した災害対応をしていくためには、「日頃から性別にかかわらず、多様な人が協力して地域活動を行う」必要があると考える人が多い

- ・性別や年齢などによる違いや多様性に配慮した災害対応をしていくために、どのようなことを日頃から行っていく必要があると思うか尋ねると、最も多かった項目は「日頃から性別にかかわらず、多様な人が協力して地域活動を行う」で 55.6%、次いで、「これまでの災害での課題（避難所での性暴力、プライバシー確保など）を学ぶ」で 36.2%となっている。

<性の多様性について>

(1) 性の多様性を認め合う社会について

性の多様性を認め合う社会を作るために「教育現場での啓発運動や配慮」が必要だと考える人が多い

- ・性の多様性を認め合う社会を作るために必要なことを尋ねると、最も多かった項目は「教育現場での啓発運動や配慮」で 60.9%、次いで「専門相談窓口の設置」35.8%となっている。

<仕事と生活の調和について>

(1) 仕事、家庭生活、地域・個人の生活の優先度について

「現実」「希望」共に「家庭生活」を優先している(したい)人が最も多い

- ・「仕事」や「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度について、「実際の生活」に一番近いものを尋ねると、最も多かった項目は「家庭生活を優先」29.9%で、次いで「仕事と家庭生活を優先」23.7%、「仕事を優先」12.5%となっている。
- ・「希望の生活」に一番近いものを尋ねると、最も多かった項目は「家庭生活を優先」22.8%で、次いで「仕事と家庭生活と地域活動・個人の生活を優先」20.6%、「仕事と家庭生活を優先」19.5%となっている。
- ・希望では 2.7%に過ぎなかった「仕事を優先」が、実際の生活では上位 3 項目目に入り、12.5%の人が優先していると回答している。
- ・前回調査の「希望」において、男女共に最も多かったのは「仕事と家庭生活を優先」であったが、今回調査では「家庭生活を優先」が最も多くなっている。

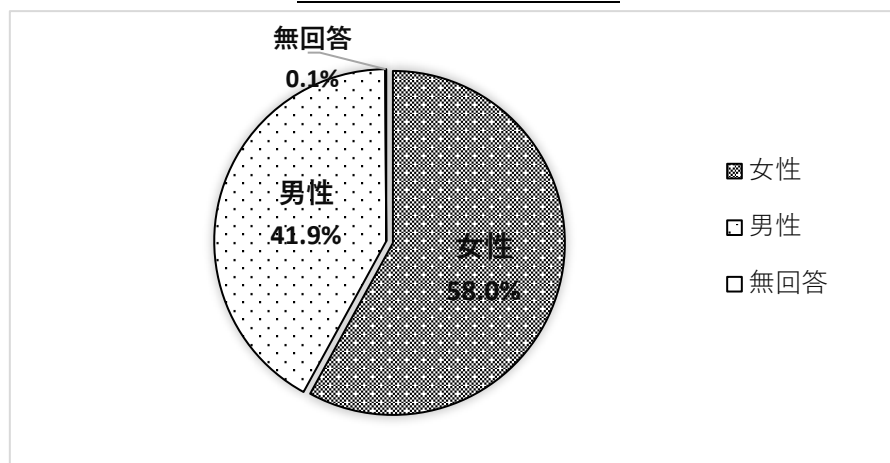
3 調査結果

<回答者の属性について>

統計上必要ですので、あなたの自認する性別をお聞かせください。

回答者の性別は、「女性」が 58.0%、「男性」が 41.9%、「無回答」が 0.1%となっている。

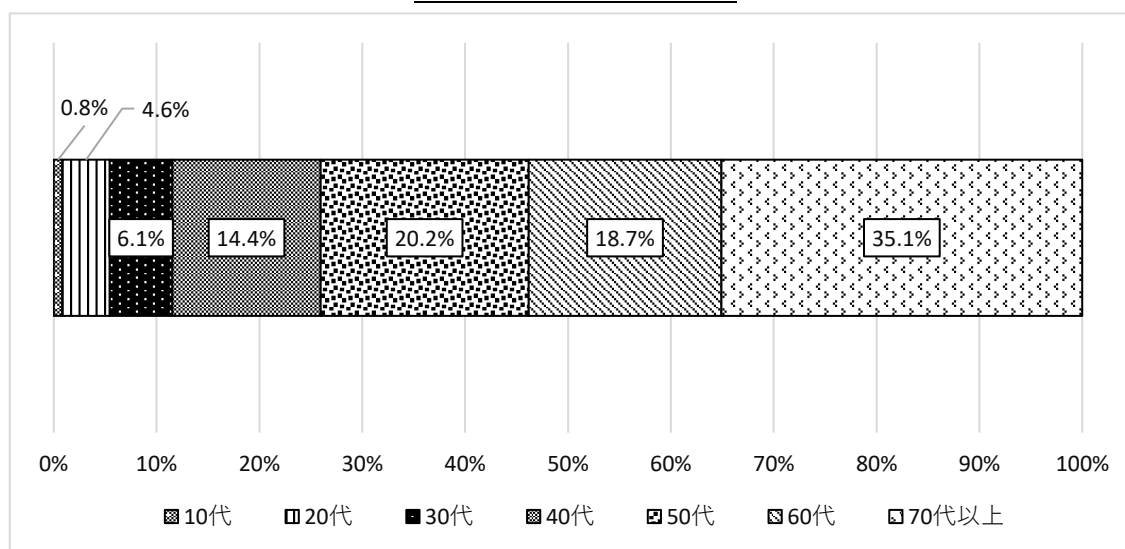
回答者の性別 (n=1,083)



あなたの年齢は次のうちどれですか。

回答者の年齢は、「70 代以上」が 35.1%と最も多く、次いで「50 代」が 20.2%、「60 代」が 18.7%となっている。

回答者の年齢 (n=1,083)



<男女共同参画について>

日常生活における次の項目で、男女の地位は平等になっていると思いますか。
各項目ごとにあてはまる番号を選んで○印をつけてください。

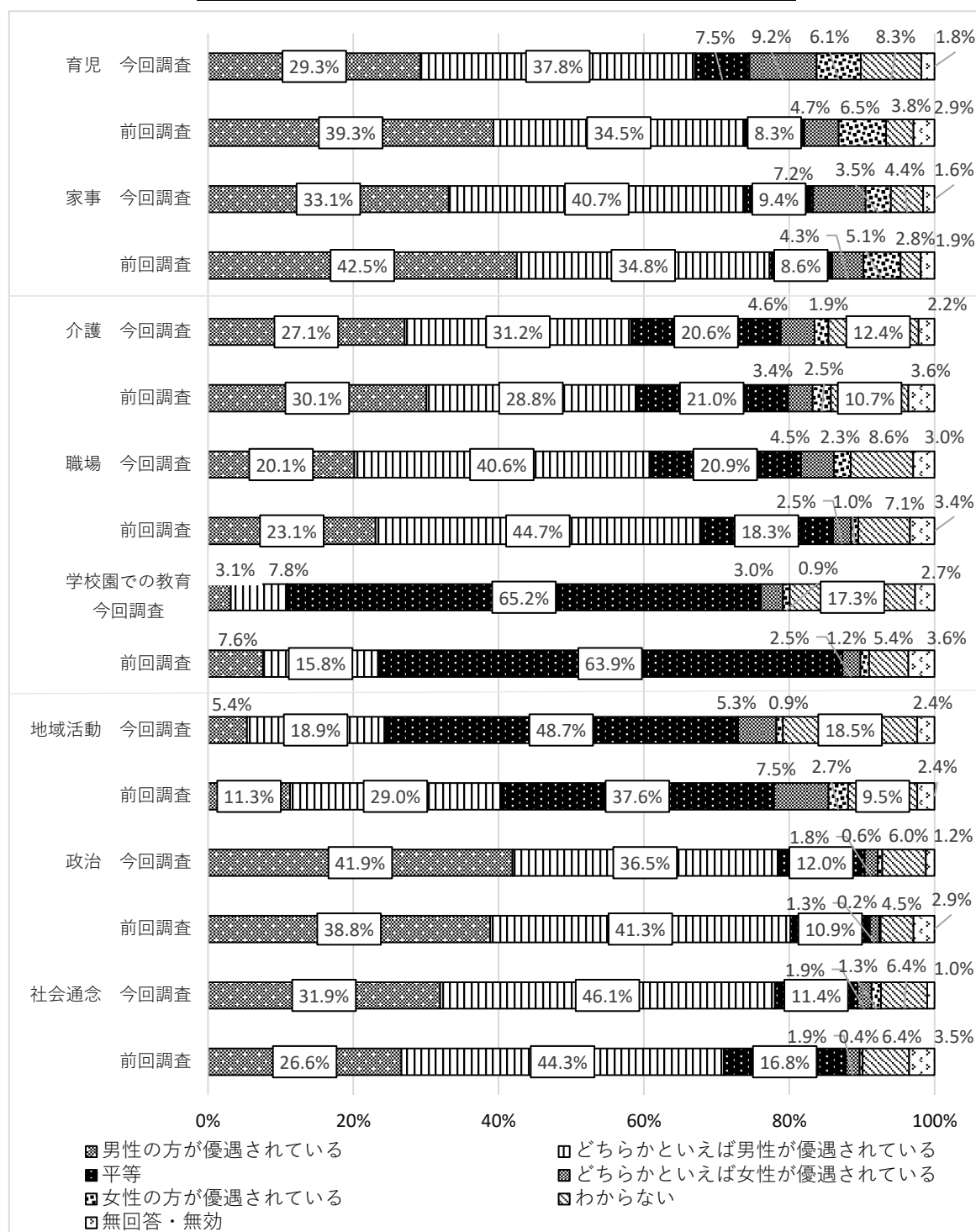
「育児」～「社会通念・慣習・しきたり」の 8 つの項目のうち、「平等」と答えた人が半数以上を占めるのは「学校園での教育」のみで 65.2%となっている。

※「男性優遇感」＝「男性の方が優遇されている」＋「どちらかといえば男性が優遇されている」

「女性優遇感」＝「女性の方が優遇されている」＋「どちらかといえば女性が優遇されている」

各項目の男女の地位の平等感

前回調査との比較(今回調査 n=1,083, 前回調査 n=891)



育児

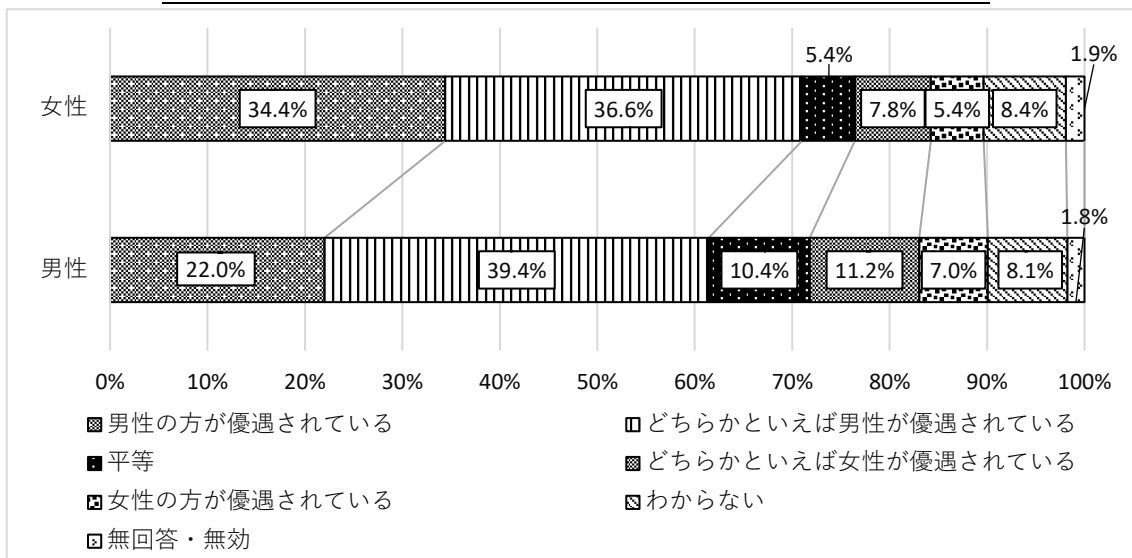
「育児」に関する男女の地位の平等感を性別にみると、「男性優遇感」は、女性で 71.0%、男性で 61.4%となっており、女性の方が 9.6 ポイント高い。

「平等感」は女性で 5.4%、男性で 10.4%となり、男性の方が 5.0 ポイント高い。

「女性優遇感」は、女性で 13.2%、男性で 18.2%となり、男性の方が 5.0 ポイント高い。

前回調査と比較をすると、「男性優遇感」は女性の方が、「平等感」は男性の方が高くなる傾向には変化がない。「女性優遇感」については、前回調査では男女差はなかったが、今回調査では男性の方が高い結果となっている。

【性別】「育児」の男女の地位の平等感（女性 n=628, 男性 n=454）



家事

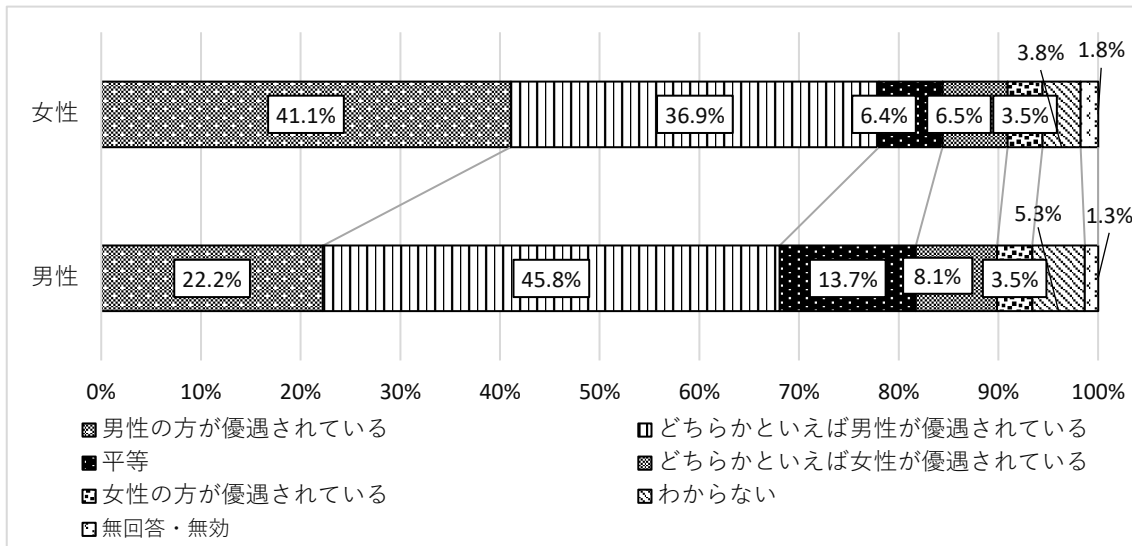
「家事」に関する男女の地位の平等感を性別にみると、「男性優遇感」は、女性で 78.0%、男性で 68.0%となっており、女性の方が 10.0 ポイント高い。

「平等感」は女性で 6.4%、男性で 13.7%となり、男性の方が 7.3 ポイント高い。

「女性優遇感」は、女性で 10.0%、男性で 11.6%となり、男女間でほとんど差はみられない。

前回調査も、男性よりも女性に「男性優遇感」が高く、女性よりも男性に「平等感」が高く、また、「女性優遇感」は男女差があまりみられない傾向となっており、変化はみられない。

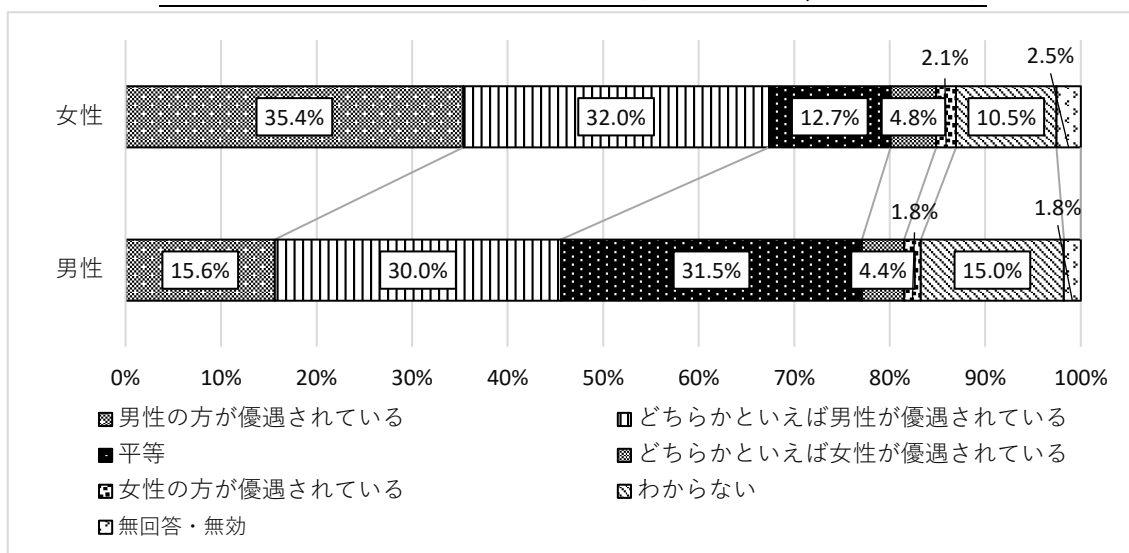
【性別】「家事」の男女の地位の平等感（女性 n=628, 男性 n=454）



介護

「介護」に関する男女の地位の平等感は、性別によってそのとらえ方に大きな違いがみられる。「男性優遇感」は、女性で 67.4%、男性で 45.6% となっており、女性の方が 21.8 ポイント高い。「平等感」は女性で 12.7%、男性で 31.5% となり、男性の方が 18.8 ポイント高い。「女性優遇感」は、女性で 6.9%、男性で 6.2% となり、男女間でほとんど差はみられない。この傾向は前回調査でも確認でき、「男性優遇感」及び「平等感」の男女差が大きいことも変化がない。

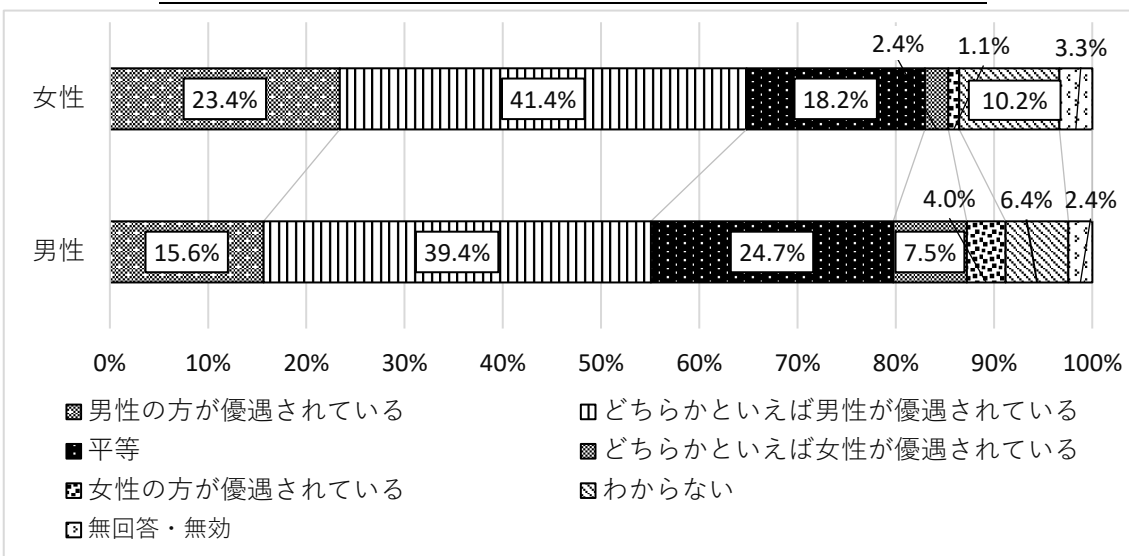
【性別】「介護」の男女の地位の平等感（女性 n=628, 男性 n=454）



職場

「職場」に関する男女の地位の平等感を性別にみると、「男性優遇感」は、女性で 64.8%、男性で 55.0% となっており、女性の方が 9.8 ポイント高い。「平等感」は女性で 18.2%、男性で 24.7% となり、男性の方が 6.5 ポイント高い。「女性優遇感」は、女性で 3.5%、男性で 11.5% となり、男性の方が 8.0 ポイント高い。前回調査と比較すると、「男性優遇感」は女性の方が、「平等感」は男性の方が高いという傾向には変化がない。「女性優遇感」は前回調査では男女差はみられなかったが、今回調査においては男性の方が高くなっている。

【性別】「職場」の男女の地位の平等感（女性 n=628, 男性 n=454）



学校園での教育

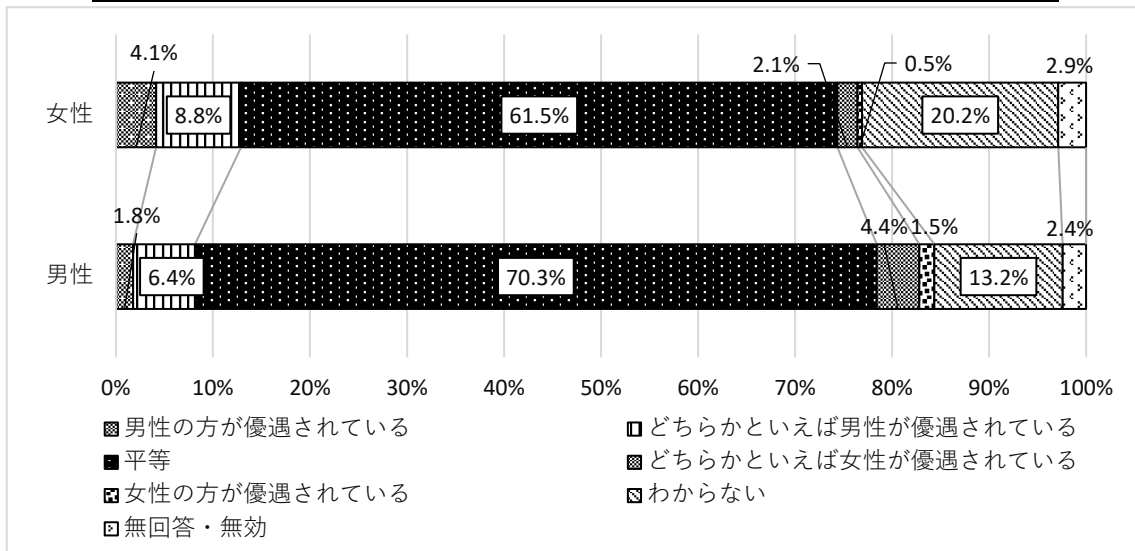
「学校園での教育」に関する男女の地位の平等感を性別にみると、「男性優遇感」は、女性で 12.9%、男性で 8.2%となっており、男女間で大きな差はみられない。

「平等感」は女性で 61.5%、男性で 70.3%となり、男性の方が 8.8 ポイント高い。

「女性優遇感」は、女性で 2.6%、男性で 5.9%となり、男女間で大きな差はみられない。

前回調査と比較をすると、「平等感」は男性の方が高く、「女性優遇感」は男女差がみられない点については一致している。「男性優遇感」は、前回調査では女性の方が高かったが、今回調査では男女間で大きな差はみられていない。

【性別】「学校園での教育」の男女の地位の平等感（女性 n=628,男性 n=454）



地域活動（自治会、ボランティアなど）

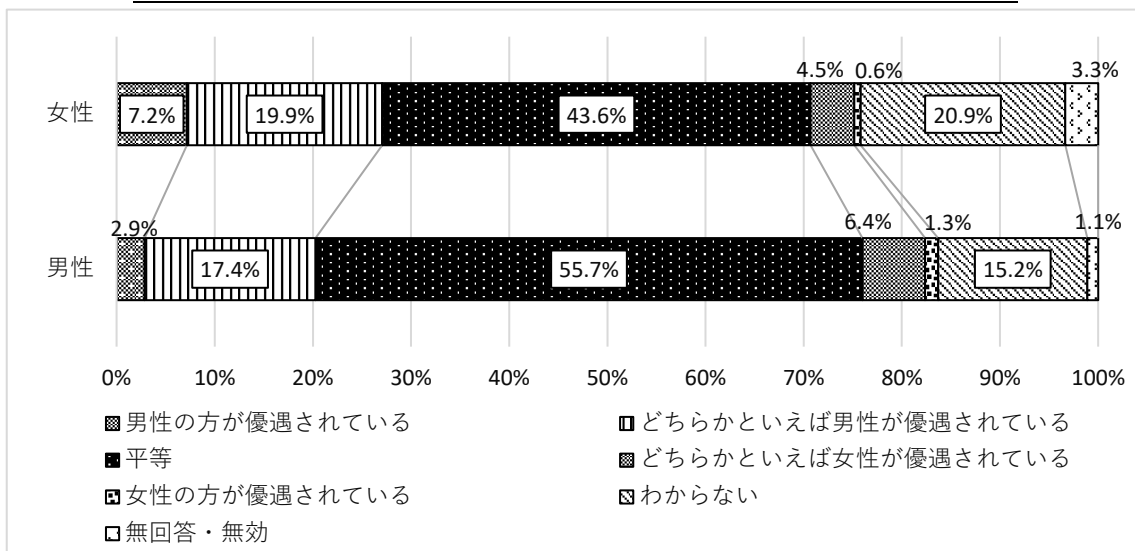
「地域活動」に関する男女の地位の平等感を性別にみると、「男性優遇感」は、女性で 27.1%、男性で 20.3%となっており、女性の方が 6.8 ポイント高い。

「平等感」は女性で 43.6%、男性で 55.7%となり、男性の方が 12.1 ポイント高い。

「女性優遇感」は、女性で 5.1%、男性で 7.7%となり、男女間で大きな差はみられない。

前回調査と比べると傾向は大きく変わっていないが、「男性優遇感」の男女差は縮小しており、前回調査では 20.7 ポイントであったのに対し、今回調査では 6.8 ポイントであった。

【性別】「地域活動」の男女の地位の平等感（女性 n=628,男性 n=454）



政治

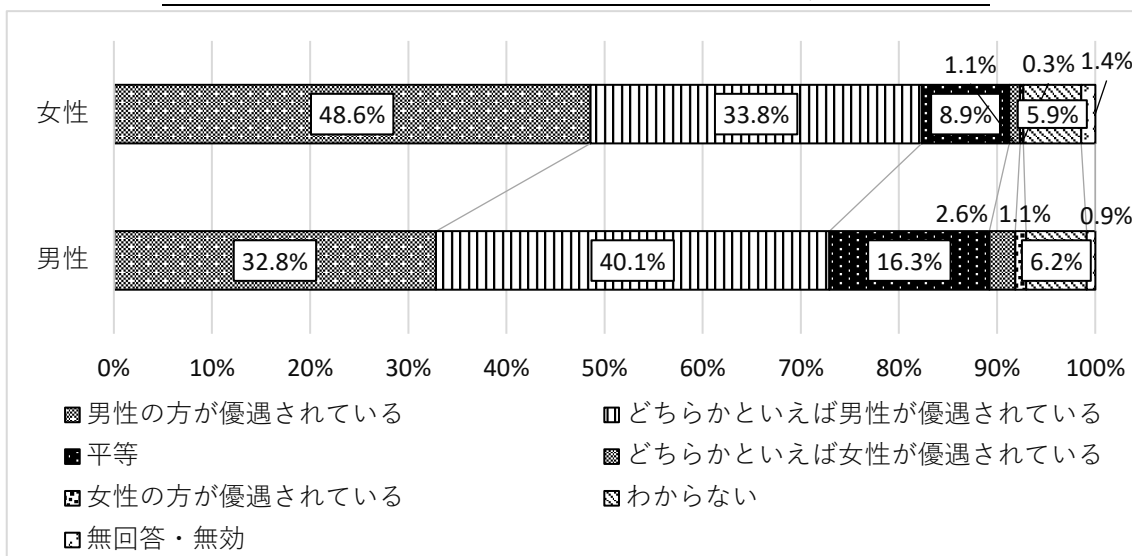
「政治」に関する男女の地位の平等感を性別にみると、「男性優遇感」は、女性で 82.4%、男性で 72.9%となっており、女性の方が 9.5 ポイント高い。

「平等感」は女性で 8.9%、男性で 16.3%となり、男性の方が 7.4 ポイント高い。

「女性優遇感」は、女性で 1.4%、男性で 3.7%となり、男女間で大きな差はみられない。

前回調査も同様の傾向である。

【性別】「政治」の男女の地位の平等感（女性 n=628,男性 n=454）



社会通念・慣習・しきたり

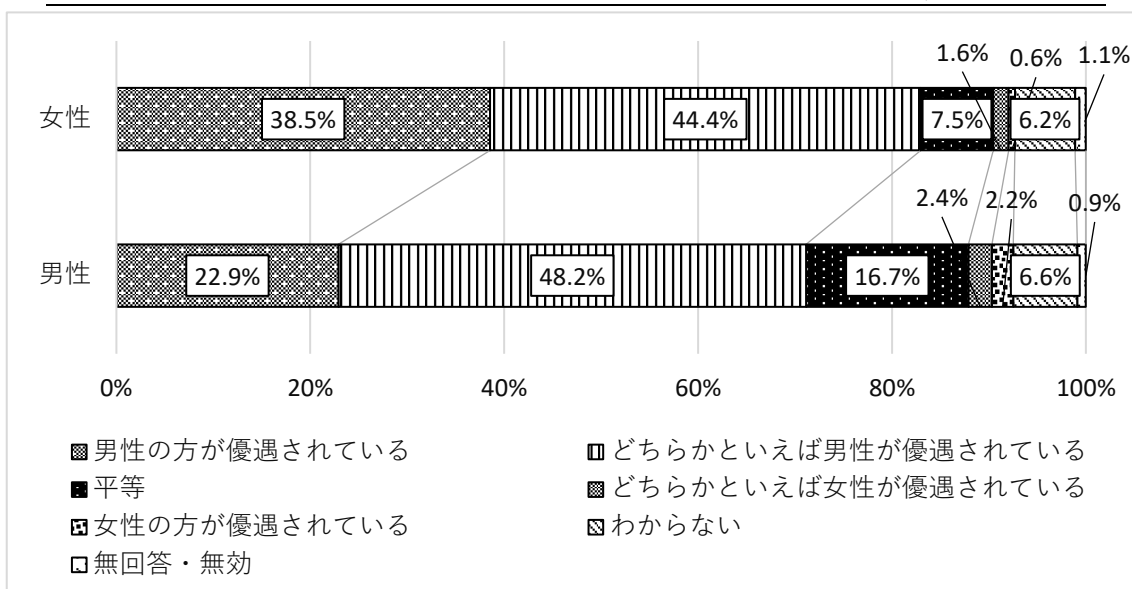
「社会通念・慣習・しきたり」に関する男女の地位の平等感を性別にみると、「男性優遇感」は、女性で 82.9%、男性で 71.1%となっており、女性の方が 11.8 ポイント高い。

「平等感」は女性で 7.5%、男性で 16.7%となり、男性の方が 9.2 ポイント高い。

「女性優遇感」は、女性で 2.2%、男性で 4.6%となり、男女間で大きな差はみられない。

前回調査も同様の傾向である。

【性別】「社会通念・慣習・しきたり」の男女の地位の平等感（女性 n=628,男性 n=454）



(各項目の総評)

・性別によって「男性優遇感」の割合は大きく異なっている

全ての項目において、男性より女性の方が「男性優遇感」の割合が多い。特にその割合の差が大きかった項目は「介護」であり、「男性優遇感」は女性で 67.4%、男性で 45.6%となり、差は 21.8 ポイントとなっている。つまり、男性に比べ女性の方が「男性が優遇されている」と感じている。

・性別によって「平等感」の割合は大きく異なっている

全ての項目において、女性より男性の方が「平等感」の割合が多い。特にその割合の差が大きかった項目は「介護」であり、「平等感」は女性で 12.7%、男性で 31.5%となり、差は 18.8 ポイントとなっている。つまり、女性に比べ男性の方が「平等」であると感じている。

・性別によって「女性優遇感」の割合に大きな差はみられない

先述の「男性優遇感」や「平等感」と比べ「女性優遇感」は、性別による割合の差は大きくない。その中でも最も差が大きかった項目は「職場」であり、女性で 3.5%、男性で 11.5%となり、差は 8.0 ポイントとなっている。

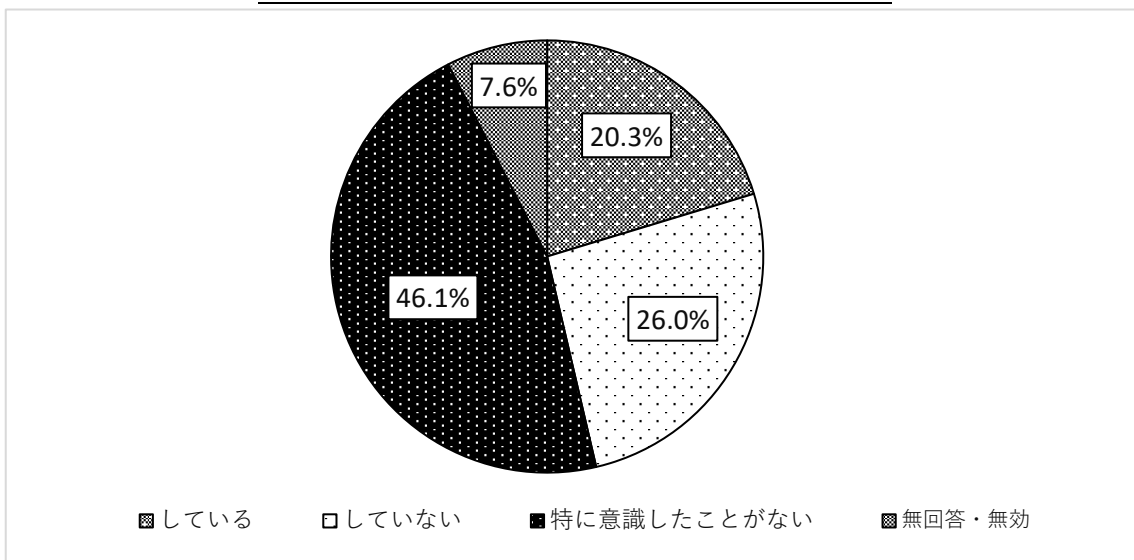
以上により、「男性優遇感」の割合は男性より女性の方が、「平等感」の割合は女性より男性の方が高い結果となっている。すなわち、各項目の地位の平等感に対するとらえ方は性別によって違いが生じている。

「女性優遇感」は性別による割合の差が小さい項目が多かったが、「職場」においては一定の差がみられ、女性より男性の方が高い結果となっている。

あなたは、仕事もしくは家庭生活において、性別にとらわれない暮らし方をしていると思いますか。

性別にとらわれない暮らし方をしているか尋ねると、46.1%の人が「特に意識したことがない」と回答している。「している」と答えた人は 20.3%、「していない」と答えた人は 26.0%となっている。

性別にとらわれない暮らし方をしているか (n=1,083)

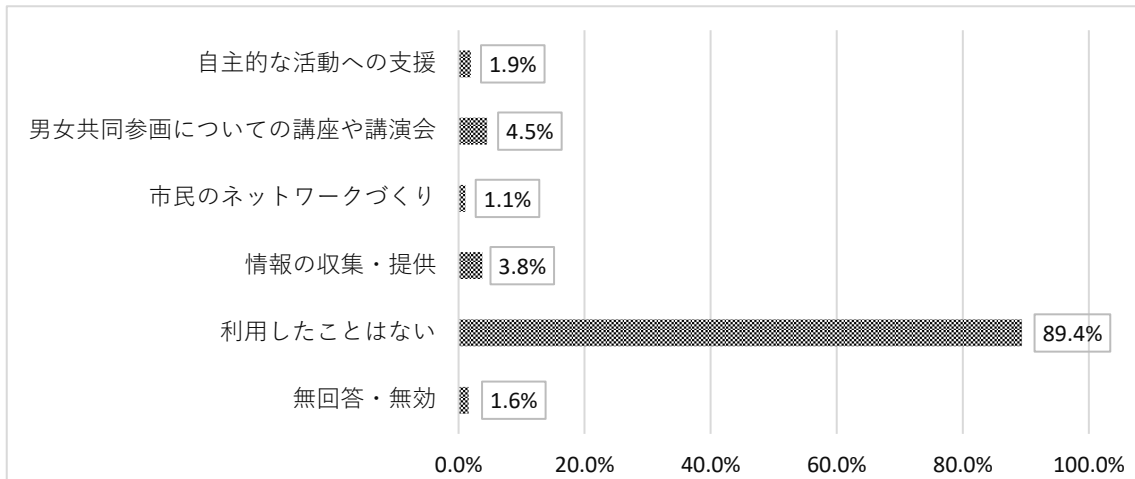


<男女共同参画センターについて>

宝塚市立男女共同参画センター・エルでは、男女共同参画に関する講座や情報誌の発行、図書の貸出、相談事業などを行っています。あなたが今までに利用したものは次のどれですか。（あてはまるものに○（2つまで））

回答者の 89.4%が宝塚市立男女共同参画センター・エルを「利用したことがない」と回答している。利用されていた項目のうち、最も多かったのは「男女共同参画についての講座や講演会」で 4.5%となっている。

宝塚市立男女共同参画センター・エルの利用状況 (n=1,083)



性別/年齢別

性別にみると、女性より男性の方が宝塚市立男女共同参画センター・エルを「利用したことはない」割合は高い。

年齢別にみると、「利用したことはない」は全ての年齢層で 85.0%を超えており、「10代」では 100.0%となっている。年齢が高くなるにつれ、「利用したことはない」の割合は減少している。

「男女共同参画についての講座や講演会」の利用は、「60代」「70代以上」が他年齢に比べて多い結果となっている。

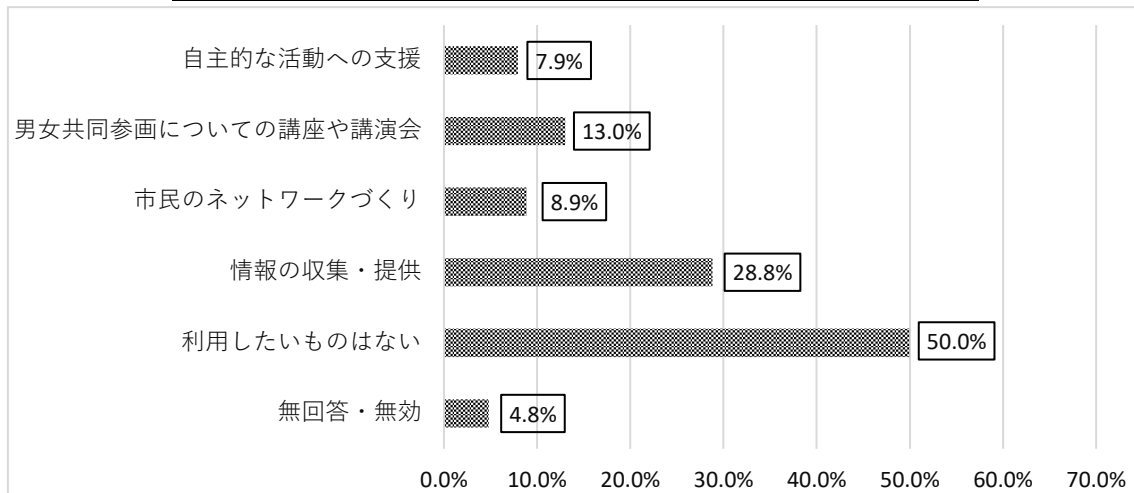
【性別/年齢別】宝塚市立男女共同参画センター・エルの利用状況

		自主的な活動への支援	男女共同参画についての講座や講演会	市民のネットワークづくり	情報の収集・提供	利用したことはない	無回答・無効
性別	女性 (n=628)	11 1.8%	40 6.4%	6 1.0%	30 4.8%	547 87.1%	10 1.6%
	男性 (n=454)	10 2.2%	9 2.0%	6 1.3%	11 2.4%	420 92.5%	7 1.5%
年齢別	10代 (n=9)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	9 100.0%	0 0.0%
	20代 (n=50)	2 4.0%	1 2.0%	0 0.0%	2 4.0%	45 90.0%	0 0.0%
	30代 (n=66)	0 0.0%	1 1.5%	0 0.0%	3 4.5%	63 95.5%	0 0.0%
	40代 (n=156)	1 0.6%	1 0.6%	0 0.0%	5 3.2%	148 94.9%	2 1.3%
	50代 (n=219)	3 1.4%	7 3.2%	3 1.4%	11 5.0%	199 90.9%	1 0.5%
	60代 (n=203)	3 1.5%	12 5.9%	2 1.0%	8 3.9%	180 88.7%	3 1.5%
	70代以上 (n=380)	12 3.2%	27 7.1%	7 1.8%	12 3.2%	324 85.3%	11 2.9%

宝塚市立男女共同参画センター・エルで、あなたが利用したいものは次のどれですか。
(あてはまるものに○(2つまで))

宝塚市立男女共同参画センター・エルで利用したいものについて尋ねると、50.0%の人が「利用したいものはない」と回答している。次いで、「情報の収集・提供」が28.8%、「男女共同参画についての講座や講演会」が13.0%となっている。

宝塚市立男女共同参画センター・エルで利用したいもの(n=1,083)



性別/年齢別

性別にみると、女性より男性の方が「利用したいものはない」と多く回答している。また、「男女共同参画についての講座や講演会」は男性より女性の方が多く回答している。

年齢別にみると、「利用したいものはない」と回答した割合が最も高かったのは、「20代」で64.0%、最も低かったのは「10代」で33.3%となっている。

利用したいものとして、「自主的な活動への支援」と回答した割合が他年齢に比べて高かったのは「10代」「20代」で、「男女共同参画についての講座や講演会」では「60代」「70代以上」、「市民のネットワークづくり」では「10代」、「情報の収集・提供」では「10代」「60代」が高くなっている。

【性別/年齢別】宝塚市立男女共同参画センター・エルで利用したいもの

		自主的な活動への支援	男女共同参画についての講座や講演会	市民のネットワークづくり	情報の収集・提供	利用したいものはない	無回答・無効
性別	女性 (n=628)	50 8.0%	99 15.8%	55 8.8%	195 31.1%	282 44.9%	35 5.6%
	男性 (n=454)	36 7.9%	41 9.0%	41 9.0%	117 25.8%	259 57.0%	17 3.7%
年齢別	10代 (n=9)	2 22.2%	1 11.1%	2 22.2%	3 33.3%	3 33.3%	0 0.0%
	20代 (n=50)	6 12.0%	3 6.0%	4 8.0%	9 18.0%	32 64.0%	0 0.0%
	30代 (n=66)	3 4.5%	6 9.1%	6 9.1%	21 31.8%	36 54.5%	2 3.0%
	40代 (n=156)	13 8.3%	13 8.3%	13 8.3%	46 29.5%	87 55.8%	2 1.3%
	50代 (n=219)	21 9.6%	25 11.4%	17 7.8%	62 28.3%	118 53.9%	8 3.7%
	60代 (n=203)	10 4.9%	31 15.3%	16 7.9%	68 33.5%	93 45.8%	13 6.4%
	70代以上 (n=380)	31 8.2%	62 16.3%	38 10.0%	103 27.1%	172 45.3%	27 7.1%

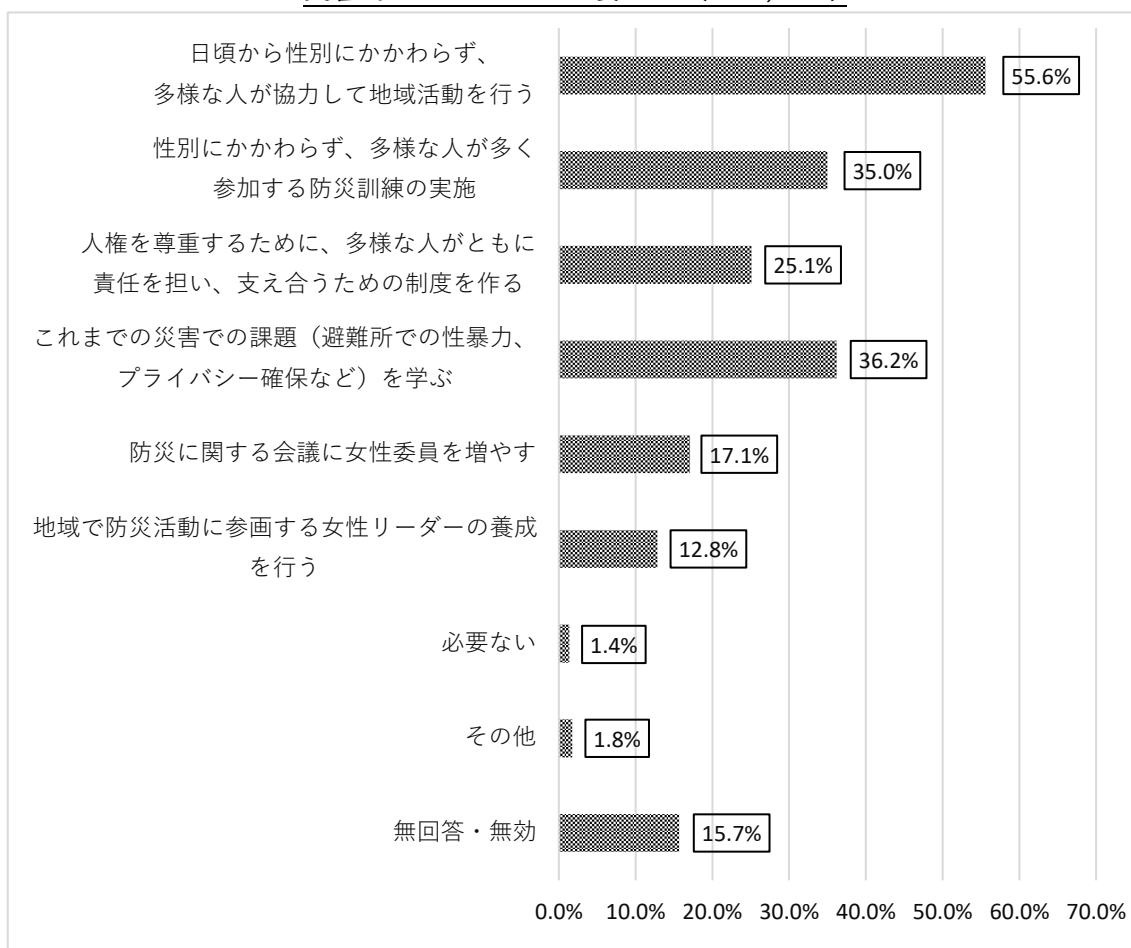
<防災における男女共同参画の推進について>

災害時において、性別や年齢などによる違いや多様性に配慮した災害対応をしていくためには、日頃からどのようなことを行っていく必要があると思いますか。(あてはまるものに○(3つまで))

性別や年齢などによる違いや多様性に配慮した災害対応をしていくために、どのようなことを日頃から行っていく必要があると思うか尋ねると、最も多かった項目は「日頃から性別にかかわらず、多様な人が協力して地域活動を行う」で55.6%となっている。

次いで、多い順から「これまでの災害での課題(避難所での性暴力、プライバシー確保など)を学ぶ」36.2%、「性別にかかわらず、多様な人が多く参加する防災訓練の実施」35.0%、「人権を尊重するために、多様な人がともに責任を担い、支え合うための制度を作る」25.1%、「防災に関する会議に女性委員を増やす」17.1%、「地域で防災活動に参画する女性リーダーの養成を行う」12.8%、「その他」1.8%、「必要ない」1.4%となっている。

性別や年齢などによる違いや多様性に配慮した
災害対応をするために必要なこと(n=1,083)



性別/年齢別

性別でみると、男女差はほとんどないが、「性別にかかわらず、多様な人が多く参加する防災訓練の実施」は若干の差がみられ、女性で33.4%、男性で37.2%と男性の方が3.8ポイント高い。また、「これまでの災害での課題（避難所での性暴力、プライバシー確保など）を学ぶ」は女性で39.0%、男性で32.4%と女性の方が6.6ポイント高い結果となっている。

年齢別でみると、「人権を尊重するために、多様な人がともに責任を担い、支え合うための制度を作る」は「60代」で31.0%と他年齢に比べて高い。

「防災に関する会議に女性委員を増やす」は「10代」で33.3%と他年齢と比べて高く、「地域で防災活動に参加する女性リーダーの養成を行う」は「70代以上」で18.7%と他年齢よりも高い結果となっている。

【性別/年齢別】性別や年齢などによる違いや多様性に配慮した 災害対応をするために必要なこと

[上段:実数、下段:%]

		日頃から性別にかかわらず、多様な人が協力して地域活動を行う	防災訓練の実施	性別にかかわらず、多様な人が多く参加する	人権を尊重するために、多様な人がともに責任を担い、支え合うための制度を作る	これまでの災害での課題（避難所での性暴力、プライバシー確保など）を学ぶ	防災に関する会議に女性委員を増やす	地域で防災活動に参加する女性リーダーの養成を行う	必要ない	その他	無回答・無効
性別	女性 (n=628)	355 56.5%	210 33.4%	173 27.5%	245 39.0%	112 17.8%	88 14.0%	3 0.5%	5 0.8%	92 14.6%	
	男性 (n=454)	247 54.4%	169 37.2%	99 21.8%	147 32.4%	73 16.1%	51 11.2%	12 2.6%	14 3.1%	77 17.0%	
年齢別	10代 (n=9)	4 44.4%	3 33.3%	2 22.2%	3 33.3%	3 33.3%	1 11.1%	0 0.0%	0 0.0%	2 22.2%	
	20代 (n=50)	28 56.0%	18 36.0%	12 24.0%	23 46.0%	5 10.0%	3 6.0%	1 2.0%	0 0.0%	3 6.0%	
	30代 (n=66)	33 50.0%	24 36.4%	15 22.7%	30 45.5%	10 15.2%	2 3.0%	1 1.5%	3 4.5%	10 15.2%	
	40代 (n=156)	76 48.7%	43 27.6%	35 22.4%	61 39.1%	26 16.7%	15 9.6%	4 2.6%	5 3.2%	27 17.3%	
	50代 (n=219)	124 56.6%	73 33.3%	54 24.7%	105 47.9%	45 20.5%	26 11.9%	5 2.3%	1 0.5%	25 11.4%	
	60代 (n=203)	122 60.1%	82 40.4%	63 31.0%	76 37.4%	40 19.7%	21 10.3%	1 0.5%	2 1.0%	28 13.8%	
	70代以上 (n=380)	215 56.6%	136 35.8%	91 23.9%	94 24.7%	56 14.7%	71 18.7%	3 0.8%	8 2.1%	75 19.7%	

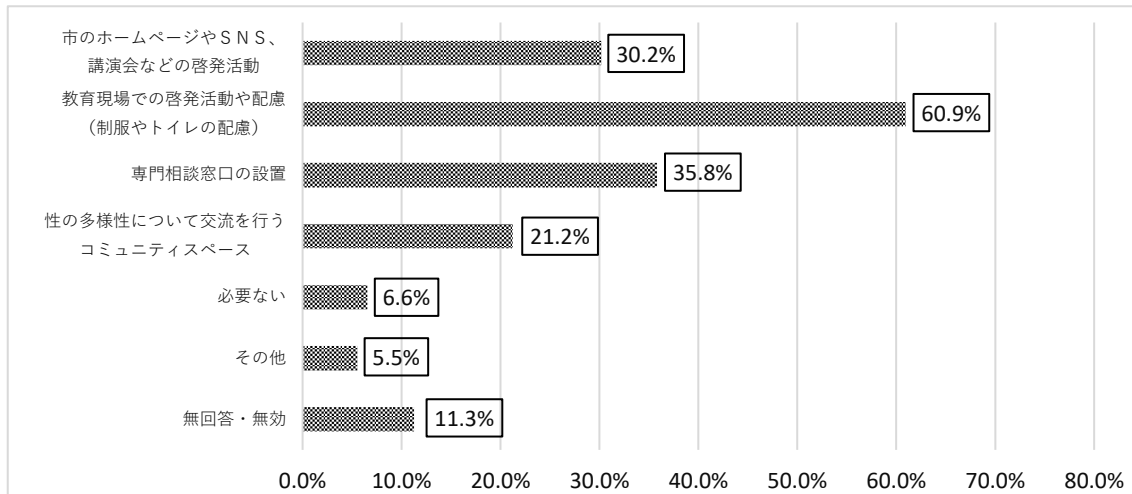
※割合が最も高い項目に着色

<性の多様性について>

あなたは、性の多様性を認め合う社会を作るために、どのようなことが必要だと思いますか。
(あてはまるものに○(3つまで))

性の多様性を認め合う社会を作るために必要なことを尋ねると、最も多かった項目は「教育現場での啓発活動や配慮(制服やトイレの配慮)」で 60.9%となっている。次いで、「専門相談窓口の設置」35.8%、「市のホームページやSNS、講演会などの啓発活動」30.2%、「性の多様性について交流を行うコミュニティスペース」21.2%、「必要ない」6.6%となっている。

性の多様性を認め合う社会を作るために必要なこと(n=1,083)



性別/年齢別

性別でみると、「専門相談窓口の設置」は女性で 40.0%、男性で 30.2%となり、女性の方が 9.8 ポイント高い結果となっている。

年齢別でみると、「性の多様性について交流を行うコミュニティスペース」は「20代」で 32.0%となり、他年齢よりも高い。「教育現場での啓発活動や配慮(制服やトイレの配慮)」は 70代以上を除く全ての年齢層で 60.0%を超えているが、「70代以上」では 51.8%にとどまっている。

【性別/年齢別】性の多様性を認め合う社会を作るために必要なこと

		市のホームページやSNS、講演会などの啓発活動	教育現場での啓発活動や配慮(制服やトイレの配慮)	専門相談窓口の設置	性の多様性について交流を行うコミュニティスペース	必要ない	その他	無回答・無効
性別	女性 (n=628)	186 29.6%	399 63.5%	251 40.0%	151 24.0%	31 4.9%	35 5.6%	70 11.1%
	男性 (n=454)	141 31.1%	261 57.5%	137 30.2%	79 17.4%	40 8.8%	25 5.5%	51 11.2%
年齢別	10代 (n=9)	1 11.1%	6 66.7%	3 33.3%	2 22.2%	0 0.0%	1 11.1%	2 22.2%
	20代 (n=50)	10 20.0%	30 60.0%	21 42.0%	16 32.0%	5 10.0%	3 6.0%	0 0.0%
	30代 (n=66)	15 22.7%	42 63.6%	16 24.2%	16 24.2%	5 7.6%	6 9.1%	4 6.1%
	40代 (n=156)	49 31.4%	103 66.0%	39 25.0%	33 21.2%	14 9.0%	12 7.7%	10 6.4%
	50代 (n=219)	64 29.2%	148 67.6%	96 43.8%	55 25.1%	14 6.4%	8 3.7%	13 5.9%
	60代 (n=203)	70 34.5%	134 66.0%	88 43.3%	48 23.6%	7 3.4%	10 4.9%	22 10.8%
	70代以上 (n=380)	118 31.1%	197 51.8%	125 32.9%	60 15.8%	26 6.8%	20 5.3%	71 18.7%

<仕事と生活の調和について>

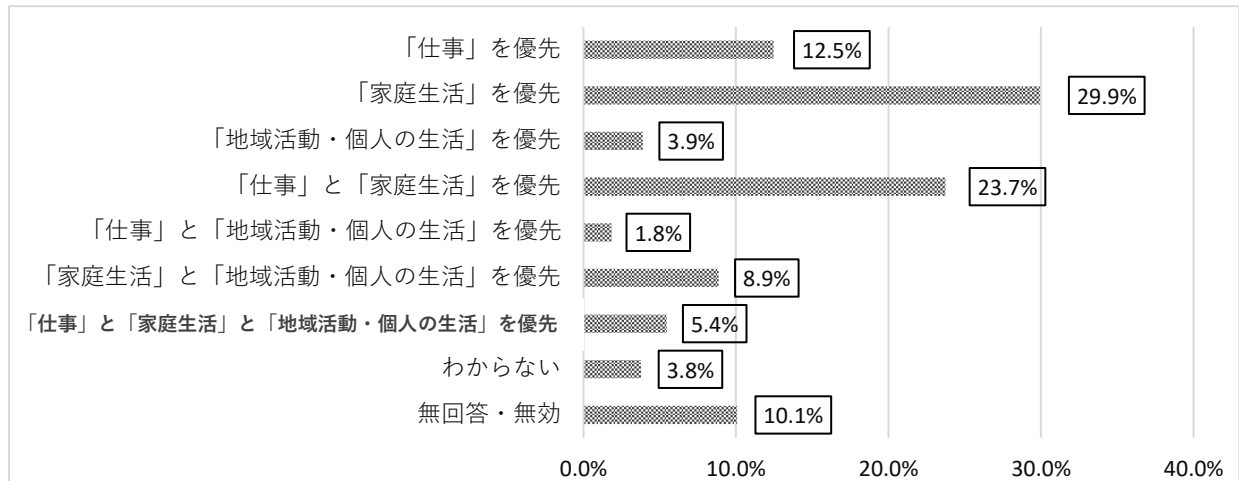
仕事、家庭生活、地域・個人の生活（地域活動・学習・趣味など）の優先度について、あなたの現実に一番近い選択肢はどれですか。（あてはまるもの1つに○）

「仕事」や「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度について、実際の生活に一番近いものを尋ねると、最も多かった項目は「家庭生活を優先」で29.9%となっている。

次いで、「仕事と家庭生活を優先」23.7%、「仕事を優先」12.5%となっている。

前回調査でも同様の結果となっており、上位3項目に変化はみられない。

仕事、家庭生活、地域・個人の生活の優先度「現実」（n=1,083）



性別

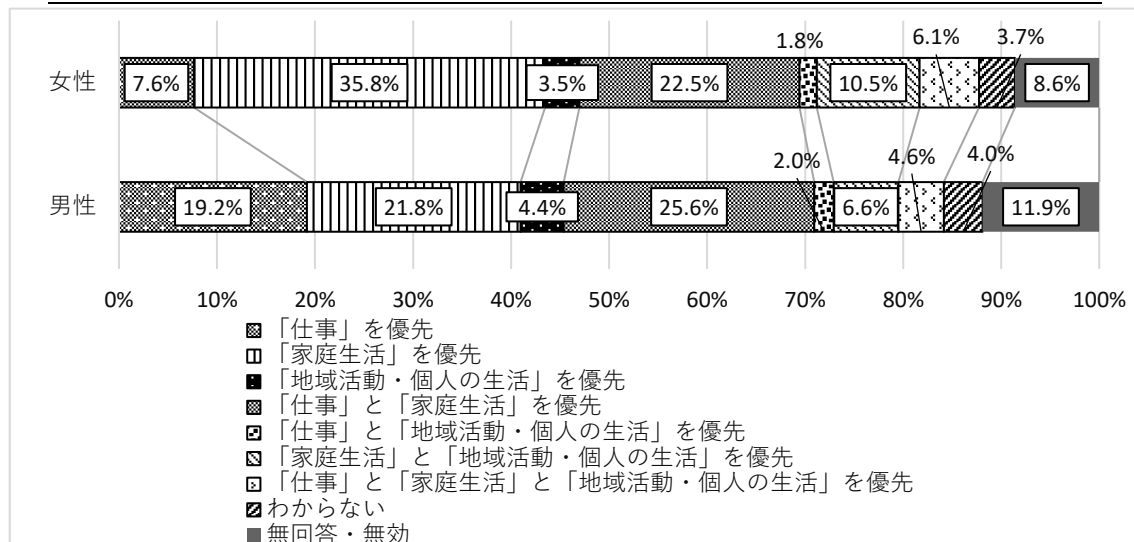
性別にみると、女性は多い順から「家庭生活を優先」35.8%、「仕事と家庭生活を優先」22.5%、「家庭生活と地域活動・個人の生活を優先」10.5%と続いている。

男性は「仕事と家庭生活を優先」25.6%、「家庭生活を優先」21.8%、「仕事を優先」19.2%が上位3項目となっている。

前回調査と比較すると、女性の上位2項目には変化はないが、3項目目は「仕事を優先」から「家庭生活と地域活動・個人の生活を優先」に変化している。

男性は上位1項目には変化がないが、2項目目と3項目目の順番が入れ替わり、「家庭生活を優先」が「仕事を優先」より多くなっている。男女共に「仕事」に関連する項目が減少した結果となっている。

【性別】仕事、家庭生活、地域・個人の生活の優先度「現実」（女性 n=628, 男性 n=454）



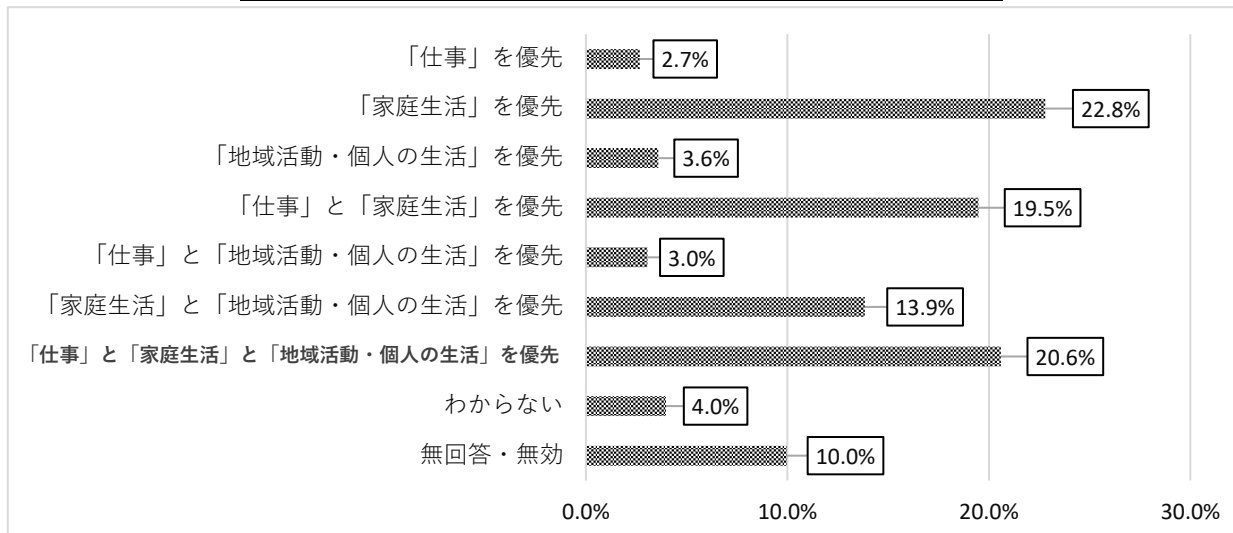
仕事、家庭生活、地域・個人の生活（地域活動・学習・趣味など）の優先度について、あなたの希望に一番近い選択肢はどれですか。（あてはまるもの1つに○）

「仕事」や「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度について、希望の生活に一番近いものを尋ねると、最も多かった項目は「家庭生活を優先」で22.8%となっている。

次いで、「仕事と家庭生活と地域活動・個人の生活を優先」20.6%、「仕事と家庭生活を優先」19.5%となっている。「仕事を優先」は実際の生活では12.5%で上位3項目に入っていたが、希望では2.7%に過ぎなかった。

前回調査では「仕事と家庭生活を優先」が最も多かったが、今回調査では「家庭生活を優先」が最も多くなり、上位1項目と3項目目が入れ替わる結果となっている。

仕事、家庭生活、地域・個人の生活の優先度「希望」（n=1,083）



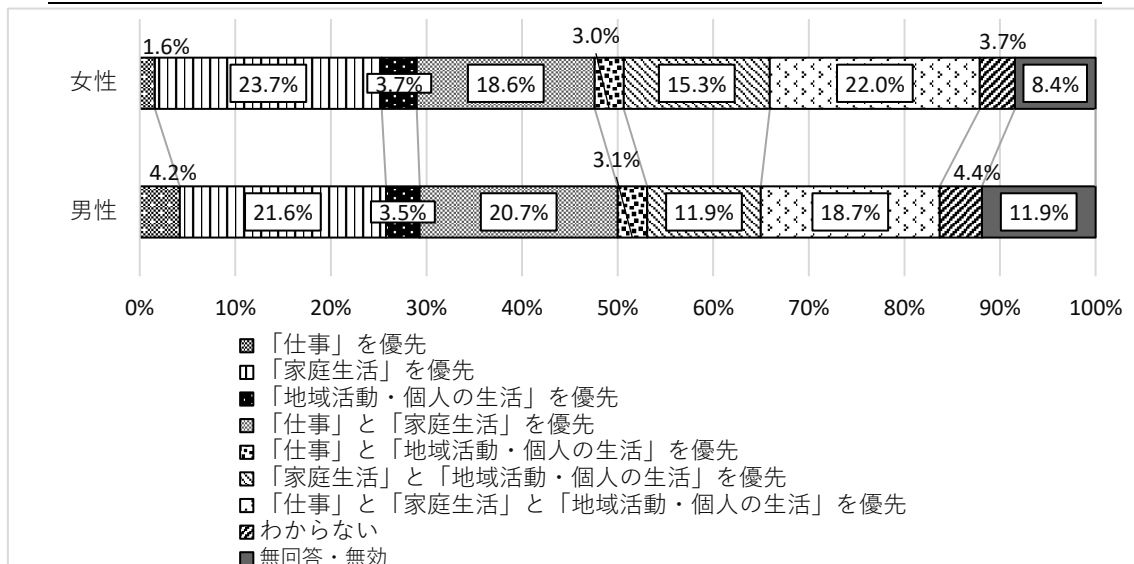
性別

性別でみると、女性は多い順から「家庭生活を優先」23.7%、「仕事と家庭生活と地域活動・個人の生活を優先」22.0%、「仕事と家庭生活を優先」18.6%と続いている。

男性は「家庭生活を優先」21.6%、「仕事と家庭生活を優先」20.7%、「仕事と家庭生活と地域活動・個人の生活を優先」18.7%が上位3項目となっている。

前回調査において男女共に最も多かったのは「仕事と家庭生活を優先」であったが、今回調査では「家庭生活を優先」が最も多くなっている。

【性別】仕事、家庭生活、地域・個人の生活の優先度「希望」（女性 n=628, 男性 n=454）



【今回調査】

現実 表 8-1 仕事、家庭生活、地域・個人の生活の優先度「現実」（上位 3 つ）

	全体	女性	男性
①	「家庭生活」を優先	「家庭生活」を優先	「仕事」と 「家庭生活」を優先
②	「仕事」と 「家庭生活」を優先	「仕事」と 「家庭生活」を優先	「家庭生活」を優先
③	「仕事」を優先	家庭生活と地域活動・ 個人の生活を優先	「仕事」を優先

希望 表 8-2 仕事、家庭生活、地域・個人の生活の優先度「希望」（上位 3 つ）

	全体	女性	男性
①	「家庭生活」を優先	「家庭生活」を優先	「家庭生活」を優先
②	「仕事、家庭生活、地域活動・個人の生活」を優先	「仕事、家庭生活、地域活動・個人の生活」を優先	「仕事」と 「家庭生活」を優先
③	「仕事」と 「家庭生活」を優先	「仕事」と 「家庭生活」を優先	「仕事、家庭生活、地域活動・個人の生活」を優先

【前回調査】

現実 表 9-1 仕事、家庭生活、地域・個人の生活の優先度「現実」（上位 3 つ）

	全体	女性	男性
①	「家庭生活」を優先	「家庭生活」を優先	「仕事」と 「家庭生活」を優先
②	「仕事」と 「家庭生活」を優先	「仕事」と 「家庭生活」を優先	「仕事」を優先
③	「仕事」を優先	「仕事」を優先	「家庭生活」を優先

希望 表 9-2 仕事、家庭生活、地域・個人の生活の優先度「希望」（上位 3 つ）

	全体	女性	男性
①	「仕事」と 「家庭生活」を優先	「仕事」と 「家庭生活」を優先	「仕事」と 「家庭生活」を優先
②	「仕事、家庭生活、地域活動・個人の生活」を優先	「仕事、家庭生活、地域活動・個人の生活」を優先	「仕事、家庭生活、地域活動・個人の生活」を優先
③	「家庭生活」を優先	「家庭生活」を優先	「家庭生活」を優先

Ⅱ 計画策定の体制及び経過

Ⅰ 計画策定の体制

計画策定にあたっては、市民意識調査により市民意識の現状やニーズの把握に努めたほか、市役所内の関係課職員で構成する宝塚市男女共同参画推進検討会や知識経験者、市民公募委員で構成する宝塚市男女共同参画審議会にて審議を行いました。

また、幅広い市民の多様な意見を聴取し計画に反映させるため、パブリック・コメント条例に基づくパブリック・コメントを行いました。

Ⅱ 宝塚市男女共同参画推進審議会の審議経過

	開催日	審議事項
第1回	令和7年8月25日(月)	・ジェンダー平等と共生のまちTAKARAZUKA策定について(諮問) ・現行プラン推進状況(主な成果と課題)について ・ジェンダー平等と共生のまちTAKARAZUKAの基本理念、目標等、主軸について
第2回	令和7年10月8日(水)	・ジェンダー平等と共生のまちTAKARAZUKAの個別事業内容について
第3回	令和7年10月27日(月)	・ジェンダー平等と共生のまちTAKARAZUKAの最終案の確認について
第4回	令和8年2or3月 日()	・ジェンダー平等と共生のまちTAKARAZUKAの報告について

Ⅲ 宝塚市男女共同参画推進検討会等の審議経過

開催日	会議名	審議事項
令和6年10月15日(火) ～11月20日(水)	—	・男女共同参画に関する市民意識調査の実施
令和7年6月27日(金)	(第1回) 男女共同参画推進検討会	・第2次男女共同参画プラン推進状況について ・ジェンダー平等と共生のまちTAKARAZUKAの個別事業内容について
令和7年9月3日(水)	(第2回) 男女共同参画推進検討会	・ジェンダー平等と共生のまちTAKARAZUKAの個別事業内容について
令和7年10月14日(火)	(第3回) 男女共同参画推進検討会	・ジェンダー平等と共生のまちTAKARAZUKAの最終確認について
令和7年11月18日(火)	都市経営会議	・ジェンダー平等と共生のまちTAKARAZUKA策定に係るパブリック・コメントの実施について

(1) 意見募集期間

令和 8 年(2026 年)1 月 13 日(火)~令和 8 年(2026 年)2 月 13 日(金)

(2) 意見の提出方法

持参、郵送、ファクシミリ、Eメール、インターネット回答

(3) 周知方法

募集記事を宝塚市ホームページの総務部 人権平和・男女共同参画課のページに掲載したほか、市役所3階の総務部 人権平和・男女共同参画課、市役所2階の市民相談課、各サービスセンター・サービスステーション、男女共同参画センター、各人権文化センター、各公民館等に資料を設置した。

(4) 実施結果

ア. 意見提出者: ○○名

イ. 意見の詳細: 意見数○件

(内容)・個別事業について(○件)

・プラン全般に関すること(○件)

平成13年3月30日

規則第18号

注 平成14年3月29日規則第15号から条文注記入る。

（趣旨）

第1条 この規則は、執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和41年条例第1号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、宝塚市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査審議し、答申する。

（1）宝塚市男女共同参画推進条例（平成14年条例第39号）第9条第2項及び第19条第2項の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項

（2）男女共同参画の推進に関する総合的施策その他の重要事項

2 審議会は、前項第2号に掲げる事項について、必要に応じ、市長に意見を述べる。

（平14規則50・全改）

（組織及び任期）

第3条 審議会の委員は、条例第1条に規定する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 市長は、委員が欠けたときは、その都度補欠委員を委嘱し、又は任命しなければならない

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の開陳その他の協力依頼）

第6条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に意見の開陳、説明その他必要な協力を依頼することができる。

（部会等）

第7条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に部会又は小委員会を置くことができる。

2 部会又は小委員会は、会長が指名する委員で組織する。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、人権平和・男女共同参画課で行う。

（平14規則15・平20規則37・令6規則27・一部改正）

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

No.	氏名	選出区分	専門分野等
1	おおつか たかお 大東 貢生	知識経験者	佛教大学社会学部現代社会学科教授
2	かわはら やすし 河原 康	公募委員	
3	くぼ ひでみ 久保 秀美	公募委員	
4	さわだ ゆきこ 澤田 有希子	知識経験者	関西学院大学人間福祉学部社会起業学科教授
5	すぎやま のぶこ 杉山 伸子	知識経験者	産婦人科医
6	たかしな としのり 高階 利徳	知識経験者	兵庫県立大学国際商経学部教授
7	なかむら あけみ 中村 明美	知識経験者	武庫川女子大学教育学部教育学科教授
8	ふくしま みちひと 福島 充人	知識経験者	日本男性相談フォーラム代表理事
9	まさき やすこ 正木 靖子	知識経験者	弁護士
10	やすはら なつこ 安原 菜津子	公募委員	

平成15年9月30日

訓令第26号

注 平成17年3月31日訓令第13号から条文注記入る。

（設置）

第1条 市政の基本方針及び重要施策に関する事項を審議し、決定するとともに、市政の総合的かつ効率的な推進及び適正な運営を図るため、市長の事務執行に関する最高協議機関として宝塚市都市経営会議（以下「都市経営会議」という。）を設置する。（平20訓令14・平23訓令28・一部改正）

（所掌事務）

第2条 都市経営会議は、市政の円滑な推進を図り、市政全般にわたる重要事項を決定する。

2 前項の規定により都市経営会議に付議する事項は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 市の基本方針及び重要施策に関すること。
- (2) 条例案、予算案その他市議会提出議案に関すること。
- (3) 各部の重要施策に関すること。
- (4) 各部における重要な報告に関すること。
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、市長が必要があると認める事項

（平20訓令14・全改）

（構成）

第3条 都市経営会議は、次の者をもって構成する。

- (1) 市長及び副市長
- (2) 理事及び技監
- (3) 市長事務部局の部長、危機管理監及び消防長並びに参事
- (4) 教育長
- (5) 教育委員会事務局の部長
- (6) 上下水道事業管理者
- (7) 上下水道局長
- (8) 市立病院経営統括部長
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要があると認める職員

（平19訓令5・平20訓令6・一部改正、平20訓令14・旧第7条繰上、平21訓令3・平21訓令29・平22訓令14・平23訓令24・平24訓令8・平25訓令7・平26訓令14・平26訓令17・平29訓令12・平31訓令6・令2訓令7・令3訓令4・令3訓令18・一部改正）

（会議）

第4条 都市経営会議は、市長が主宰する。

2 市長に事故があるときは、市長があらかじめ指名する副市長がその職務を代理する。

3 市長は、必要があると認めるときは、審議事項に関係する職員を都市経営会議に出席させて、説明又は報告を求めることができる。

4 都市経営会議は、定例会及び臨時会とする。

5 定例会は、毎月第2月曜日及び第4月曜日に開催するものとし、市長において特別の事情があると認めるときは、変更することができる。

6 臨時会は、市長が必要があると認めたとき臨時に開催する。

（平19訓令5・一部改正、平20訓令14・旧第8条繰上、平25訓令7・令6訓令1・一部改正）

（付議手続）

第5条 都市経営会議に付議する事項があるときは、企画経営部長に通知しなければならない。

（平20訓令14・旧第9条繰上・一部改正、平21訓令3・一部改正）

（小委員会及び検討会の設置）

第6条 市長は、都市経営会議において更に詳細な調査検討を加える必要があると認める事項については、小委員会を設置し、調査検討させることができる。

2 市長は、事前に専門的な検討を要すると認める事項については、都市経営会議に諮った上で検討会を設置し、検討研究させることができる。

3 小委員会の委員は、都市経営会議の委員のうちから市長が指名する。

4 検討会の委員は、職員のうちから市長が指名する。

（平20訓令14・旧第10条繰上）

（庶務）

第7条 都市経営会議に関する庶務は、企画政策課で行う。

（平20訓令6・一部改正、平20訓令14・旧第11条繰上・一部改正、令4訓令6・一部改正）

（補則）

第8条 この規程に定めるもののほか、都市経営会議の運営に関し必要な事項は、別に市長が定める。

（平20訓令14・旧第12条繰上・一部改正）

（趣旨）

第1条 この要綱は、宝塚市都市経営会議設置規程（平成15年訓令第26号）第6条第2項の規定に基づき、宝塚市男女共同参画推進検討会（以下「検討会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 検討会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）男女共同参画の推進に関する施策の策定及び推進に関すること。
- （2）男女共同参画の推進に関する施策の部局間の調整に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 検討会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長には総務部長を、副会長には人権平和担当次長を、委員には別表に掲げる職にある者及び会長が指名する女性職員をもって充てる。

3 会長は、検討会を代表し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

（会議）

第4条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

（部会）

第5条 会長は、必要があると認めるときは、検討会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する者をもって組織する。

（庶務）

第6条 検討会の庶務は、人権平和・男女共同参画課で行う。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

別表（第3条関係）

部 組 織	役 職 名
企画経営部	企画政策課長
市民交流部	市民協働推進課長
総務部	人材育成課長
都市安全部	総合防災課長
健康福祉部	地域福祉課長、高齢福祉課長、健康推進課長、障碍（がい）福祉課長、せいかつ支援課長
子ども未来部	子ども政策課長、子育て応援課長、子ども家庭支援センター所長、保育企画課長、アフタースクール課長、家庭児童相談課長
産業文化部	商工勤労課長、文化政策課長
学校教育部	総括・人権教育担当課長

No.	所 属	役職名	氏 名	役 職
1	企画経営部	企画政策課長	堀内 理裕	
2	市民交流部	市民協働推進課長	田巻 正好	
3	総務部	総務部長	中出 勝也	会長
4		人権平和担当次長	松永 公一	副会長
5		人材育成課長	山村 謙周	
6	都市安全部	危機管理担当次長事務取扱	伊津 圭一郎	
7	健康福祉部	地域福祉課長	田辺 敬亮	
8		高齢福祉課長	門田 憲亮	
9		健康推進課長	諸留 準子	
10		障碍(がい)福祉課長	柴田 敦司	
11		せいかつ支援課長	山田 直樹	
12	子ども未来部	子ども政策課長	二口 亮平	
13		子育て応援課長	藤田 俊	
14		子ども家庭支援センター所長	二宮 俊昭	
15		保育企画課長	村瀬 弘次	
16		アフタースクール課長	武藤 智史	
17		家庭児童相談課長	千原 守	
18	産業文化部	商工勤労課長	島本 美帆	
19		文化政策課長	坂田 響	
20	学校教育部	総括・人権教育担当課長	木元 淳一	

Ⅰ 日本国憲法(抜粋)

公布:昭和21年11月3日

施行:昭和22年5月3日

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはな

らないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

(平成11年6月23日法律第78号)

改正 平成11年7月16日法律第102号

平成11年12月22日同 第百60号

令和7年6月27日同 第80号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等

な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（平一法一六〇・一部改正）

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（連携及び協働の促進）

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確

保するように努めるものとする。

(令七法八〇・追加)

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(令七法八〇・追加)

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(令七法八〇・旧第十八条繰下・一部改正)

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(令七法八〇・追加)

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(令七法八〇・旧第十九条繰下)

第三章 男女共同参画会議

(平一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(平一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促

進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一法一〇二・全改)

平成14年6月27日

条例第39号

女性差別撤廃条約の発効を大きな契機とする国際的な潮流の中で、我が国においては、女性の社会的地位向上を図る等、男女共同参画社会づくりに向けた取組により、男女共同参画社会基本法が制定された。

宝塚市においては、特に女性を取り巻く就労、子育てや介護等の問題の解決を図るため、活動の拠点施設の整備、提言活動を通じてまちづくりへの積極的な参画を目指した「女性ボード」の設置、女性施策の基本計画に基づく施策の推進、さらに、いち早く男女共同参画宣言都市となる等、男女平等の実現に向けた取組を積極的に進めてきた。

しかしながら、状況は少しずつ改善はしているものの、依然として性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会慣行等が根強く残り、個人の能力が十分に生かされていない状況である。また、女性に対する暴力が、人権に関わる深刻な社会問題として顕在化しつつある状況もあり、いまだ多くの課題が残されている。

真の男女平等の達成を図るには、男女の人権が共に尊重され、一人一人の能力や個性が十分に発揮でき、あらゆる分野に対等に参画できて、それに伴う利益を共に享受でき、責任も共に担う社会の早期実現が求められている。

ここに、私たちは男女共同参画社会の実現を目指すことを強く決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、責任を共に担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人及び個人その他の民間の団体をいう。

(4) 性自認 自らの性別をどう捉えているかというこ

とをいう。

(5) 性的指向 恋愛感情又は性的関心がどのような性別に向かうかということ(恋愛感情又は性的関心を抱かないことを含む。)をいう。

(平31条例4・一部改正)

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進に関する取組は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われなければならない。

6 男女共同参画の推進は、男女が互いの性を理解し合い、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項に関し双方の意思が尊重されること及び生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するに当たり、市民、事業者、国、他の地方公共団体及び関係団体と相互に連携と協力を図るよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるとともに、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（権利侵害の禁止）

第7条 何人も、直接的であると間接的であると問わず、社会のあらゆる分野において、性別若しくは性自認又は性的指向による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント（相手の意に反する性的な言動により相手方に不利益を与えること又は相手方の生活環境を害することをいう。）を行ってはならない。

3 何人も、家庭等において、配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為等を行ってはならない。

（平31条例4・一部改正）

（公衆に表示する情報に関する留意）

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び暴力を助長する表現並びに性的感情を著しく刺激する表現を行わないよう努めなければならない。

（基本計画）

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるとともに、執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和41年条例第1号）第1条に規定する宝塚市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（財政上の措置）

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（調査研究）

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、調査研究を行うよう努めるものとする。

（年次報告）

第12条 市長は、男女共同参画の推進に関する主要な施策の実施状況について、毎年、報告書を作成し、公表するものとする。

（家庭生活における活動と他の活動との両立の推進）

第13条 市は、男女が家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

（市民及び事業者の理解を深めるための措置）

第14条 市は、男女共同参画の推進について、広く市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動その他の適切な措置を講ずるものとする。

（学校教育及び社会教育における取組）

第15条 市は、学校教育及び社会教育において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の推進に必要な措置を講ずるものとする。

（市民及び事業者の活動への支援）

第16条 市は、市民及び事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、当該活動に必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

（附属機関等における積極的改善措置）

第17条 市は、附属機関等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るものとする。

（事業者への働きかけ）

第18条 市長は、男女共同参画の推進に必要なであると認めるときは、事業者に対し、職場その他の活動の場における男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

（苦情申出への対応）

第19条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民又は事業者から苦情の申出を受けた場合には、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の申出への対応に当たり、審議会の意見を聴くことができる。

（相談申出への対応）

第20条 市長は、性別若しくは性自認又は性的指向による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関し、市民又は事業者から相談の申出があった場合には、関係機関等と協力し、及び連携し、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（平31条例4・一部改正）

（推進体制）

第21条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を円滑かつ総合的に企画し、調整し、及び実施するため、必要な体制の整備を図るものとする。

（委任）

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

平成 27 年 9 月 4 日

法律第 64 号

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）

第三節 特定事業主行動計画（第十九条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二條—第二十九条）

第五章 雑則（第三十条—第三十三条）

第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが

多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。（令元法二四・一部改正）

第二節 一般事業主行動計画等

（令元法二四・改称）

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(令元法二四・一部改正)

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(令元法二四・一部改正)

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
 - 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
 - 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
 - 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。
- (令元法二四・追加)

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求ることができる。

（平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第十二条繰下・一部改正、令四法一二・一部改正）

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（令元法二四・旧第十三条繰下）

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置

が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

（令元法二四・旧第十四条繰下）

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

（令元法二四・旧第十五条繰下）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、そ

の事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（令元法二四・旧第十六条線下・一部改正）

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

（令元法二四・旧第十七条線下・一部改正）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（令元法二四・旧第十八条線下）

（財政上の措置等）

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（令元法二四・旧第十九条線下）

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（令元法二四・旧第二十条線下・一部改正）

（啓発活動）

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（令元法二四・旧第二十一条線下）

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（令元法二四・旧第二十二条線下）

（協議会）

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（令元法二四・旧第二十三条繰下・一部改正）

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（令元法二四・旧第二十四条繰下）

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（令元法二四・旧第二十五条繰下）

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（令元法二四・旧第二十六条繰下・一部改正）

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（令元法二四・追加・一部改正）

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（令元法二四・旧第二十七条繰下・一部改正）

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

（令元法二四・旧第二十八条繰下）

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

（令元法二四・旧第二十九条繰下・一部改正、令四法六八・一部改正）

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者
（令元法二四・旧第三十条繰下・一部改正、令四法六八・一部改正）

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者
（令元法二四・旧第三十一条繰下・一部改正、令四法六八・一部改正）

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者
（平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第三十二条繰下・一部改正）

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

（令元法二四・旧第三十三条繰下・一部改正）

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(令元法二四・旧第三十四条繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(令元法二四・一部改正)

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三一日法律第一四号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第

十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和三十五年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行)

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日から施行)

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則(令和四年三月三一日法律第一二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」とを削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四法律六八）抄

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃

止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

平成13年4月13日

法律第31号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等
（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

（平一六法六四・一部改正）

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及

び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（平一六法六四・平二五法七二・一部改正）

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

（平一六法六四・一部改正）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等
（平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称）

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援セ

ンターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(平一六法六四・平一九法一一三・令元法四六・一部改正)

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した

者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害

を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・令元法四六・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし

し、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。
二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞（しゆう）恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住

居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（平一六法六四・一部改正）

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する

日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(平一六法六四・一部改正)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（平一六法六四・一部改正）

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（平二五法七二・追加）

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条 被害者被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）

第六条第一項配偶者又は配偶者であった者

同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者

第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで

及び第十八条第一項配偶者第二十八条の二に規定する関係にある相手

第十条第一項離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

（平二五法七二・追加）

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

（平二五法七二・一部改正）

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

（平一六法六四・平二五法七二・一部改正）

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（平一六法六四・一部改正）

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等

を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一六年六月二日法律第六四号）
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則（令和元年六月二六日法律第四六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年五月二五日法律第五二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○**刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四法律六八）抄**

（経過措置の政令への委任）

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

Ⅰ この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年五月一九日法律第三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日
- 二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

○**民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五法律五三）抄**
（政令への委任）

第三百八十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和五年六月一四日法律第五三号）抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

- 二 第一条中民事執行法第二十五条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百一条第一項第三号の改正規定、同法第四百八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第四百八十三条の改正規定、同法第四百八十九条の改正規定及び同法第四百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第一百五十一条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第九十八條の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

令和4年5月25日

法律第52号

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）

第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）

第四章 雑則（第十六条—第二十二条）

第五章 罰則（第二十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等（女性相談支援センター）

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自

ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

（女性相談支援センターの所長による報告等）

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

（令四法六六（令四法五二）・一部改正）

（女性相談支援員）

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

（女性自立支援施設）

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

（民間の団体との協働による支援）

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

（民生委員等の協力）

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、

困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

（教育及び啓発）

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵(かん)養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための

方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県等の補助）

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

（国の負担及び補助）

第二十二條 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三條 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

（令四法六八（令四法五二）・一部改正）

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

（児童福祉法等の一部を改正する法律の公布の日＝令和四年六月一五日）

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の公布の日＝令和四年六月一七日）

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

（婦人補導院法の廃止）

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

（政令への委任）

第三十八條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一五日法律第六十六号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四法律六八)抄

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。)及びこの法律(以下「刑法等一部改正法等」という。)の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑(刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。)に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期(刑法施行法第

二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行日=令和七年六月一日)

一 第五百九条の規定 公布の日

IV 用語集

I 用語集

用 語	解 説
男女共同参画社会基本法	男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別に関わらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画の実現をめざすことを定めている。
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	豊かで活力ある社会の実現を図るためには、自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であることから、女性の職業生活における活躍を推進することを目的に成立した。
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	配偶者等からの暴力（DV）を防止し、被害者を保護することを目的に成立した。DVとは、身体的暴力だけでなく、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力も含む。
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題・その背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備することを目的に成立した。
宝塚市男女共同参画推進条例	宝塚市独自の条例で、性別及び性自認、性的指向による差別も禁止対象とする先進的内容を含む。市民・事業者・行政の責務が明記されている。
男女共同参画社会	性別に関係なく、すべての人が対等な立場で社会のあらゆる分野に参画し、その能力を十分に発揮できる社会をめざす考え方・仕組み。
ジェンダー	社会的・文化的に形成された性別のこと。人間には生まれについての生物学的性別（SEX）がある一方で、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」がある。この区別をジェンダーという。
固定的な性別役割分担意識	「男性は仕事、女性は家庭」といった、性別に基づいて役割を決めつける考え方のこと。
多様性	性別、年齢、障害（がい）、国籍、性的指向・性自認など、さまざまな違いを認識し、尊重しあう考え方のこと。

ワーク・ライフ・バランス	働くことと、家庭生活・地域活動・自己実現などの私生活を、バランスよく両立できる状態。
DV (ドメスティック・バイオレンス)	配偶者やパートナーからの暴力や支配。身体的暴力だけでなく、精神的・性的・経済的暴力も含む。
デートDV	交際相手からの暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的な暴力や束縛、行動の制限等も含み、相手をコントロールしようとする態度や行動。
二次受傷 (セカンダリー・トラウマ)	支援者が被害者の話を聞くことで心理的な影響を受けること。
セクシュアルマイノリティ	LGBTQ(レズビアン(L)、ゲイ(G)、バイセクシュアル(B)、トランスジェンダー(T)、クエスチョニング/クィア(Q))など、社会で多数派とされる性の在り方とは異なる性自認・性的指向を持つ人々。
ありのままに自分らしく生きられるまち宝塚	宝塚市が掲げる理念で、セクシュアルマイノリティを含め、すべての人が性別等にとらわれず自分らしく暮らせる地域づくりをめざすスローガン。
パートナーシップ宣誓制度	同性カップルや事実婚カップルなどが、自治体に関係性を公に認めてもらう制度。法的効力は限定的だが、支援や証明の対象となる。
ファミリーシップ制度	パートナーだけでなく、パートナーの子や親を含む家族単位での宣誓が可能な制度。宝塚市は2023年に導入し、全国でも先進的な取組。
アンコンシャス・バイアス (無意識の思い込み)	本人が自覚していないものの見方や捉え方の偏った思い込みや先入観。
エンパワメント	自分が本来持っている能力を引き出し、主体的に行動できるようにすること。
クォータ制	人種や性別等を基準に、一定数の人数や比率を割り当てる制度のこと。本市では、審議会等委員への女性の参画率の基準を「40%～60%」としている。
ハラスメント	相手を不快にさせる行為や言動。セクハラ(性的)、パワハラ(権力)、マタハラ(妊娠・出産関連)などがある。
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	「性と生殖に関する健康と権利」を意味し、自分の体や性、生殖について、誰もが十分な情報を得ることができ、自分が望むものを選択してできること。

男女共同参画に関する市民意識調査	本市の男女共同参画に関する意識や男女の社会参画の実態を把握することを目的に、令和6年(2024年)に市民3,000人を層化抽出し、実施した。
包括的セクシュアリティ教育	性に関する正しい知識だけでなく、尊重・人権・多様性・合意形成・ジェンダーの理解など、包括的に教える教育。世界的に推奨されている。
SDGs(持続可能な開発目標)	国連が定めた2030年までの国際目標。17のゴールのうち「目標5」は「ジェンダー平等の実現とすべての女性・女児のエンパワーメント」。
性的指向と性自認(SOGI)	性的指向(Sexual Orientation):恋愛や性的関心を向ける対象(異性・同性・両性など) 性自認(Gender Identity):自分自身の性別をどのように認識しているか(男性・女性・中性・流動など)
男女共同参画の視点に立った表現ガイドライン	その表現が、男女共同参画の視点から、なぜ問題なのか、より適切に表現するために考えてもらうための指針
メディア・リテラシー	報道・SNS・広告・映像等メディア上の性別表象やステレオタイプに対する批判的理解力を養うこと。性別固定観念を強める表現を見抜く力を育てる。
トライやる・ウィーク	中学生が地域の職場・団体で体験活動を行う制度。性別にとらわれない職業観を育む機会として活用されている。
チャレンジ相談・支援	転職・再就職・起業など、新たな挑戦を希望する女性に対して、不安解消・情報提供・伴走支援を行う相談窓口またはコーナー。
バーンアウト	過労や精神的ストレスから燃え尽きたような状態になること。
要保護児童対策地域協議会	児童虐待などの問題に対し、関係機関が連携して早期発見・対応を行うための地域の協議体。
包括的支援	相談から自立まで多方面にわたり、連携して行う支援のこと。
インクルーシブ防災	障害(がい)者や高齢者、女性、子どもなど多様な人々の視点を取り入れた防災対策。

ジェンダー平等と共生のまちTAKARAZUKA（案）

～すべての人が性別にとらわれず、自分らしくいきいきと暮らせるまちをめざして～

令和8年（2026年）〇月

作成：宝塚市 総務部 人権平和・男女共同参画課

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

TEL:0797-71-1141（代表）

FAX:0797-77-2171

E-mail:m-takarazuka0018@city.takarazuka.lg.jp